

# 第7期御所市障害福祉計画及び 第3期御所市障害児福祉計画

令和6年3月  
御 所 市



## はじめに

本市では「御所市第6次総合計画」に掲げる将来都市像の1つとして、「誰もが元気で豊かに暮らせるまち」の実現に向け、施策を推進しています。

この中で本市においても、少子高齢化や家族形態の変化、ライフスタイルの多様化に伴い、高齢者や障がい者・児が安全・安心な暮らしをするための福祉ニーズもまた多様化し、様々な施策やサービスが望まれています。

障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化を続けている状況で、本市においても国の基本指針や奈良県の基本的な考え方、これまでの取組の成果及び課題をふまえ、「個人の尊厳、地域社会での共生、自立と自己実現ができるまち」を基本理念とした「第4期御所市障害者福祉長期計画」のもと、令和2年度に「第6期御所市障害福祉計画及び第2期御所市障害児福祉計画」を策定し、障がい者・児の皆様が社会参加できる支援やサービス基盤の整備等、総合的な障害施策の推進に努めてまいりました。

このたび、現計画を継承、発展させるものとして新たに令和6年度を初年度とした「第7期御所市障害福祉計画及び第3期御所市障害児福祉計画」を策定いたしました。本計画ではさまざまな主体と連携・協働し、障がいのある人の自立と社会参加への支援、サービス基盤の整備や就労支援、障がい児支援の充実など、総合的な障害施策の推進を図ることをお示ししております。本計画に基づき、関係機関、関係団体との連携のもと、市民の皆様のご理解とご協力を得ながら、計画の着実な実施に努めてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたりご審議いただきました御所市障害福祉計画等策定審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメントに貴重なご意見をお寄せいただいた皆様方に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月



御所市長 東川 裕



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨と背景	1
第2節 計画の位置づけ	2
1. 法的根拠	2
2. 他計画との関係	2
第3節 計画の対象と期間	3
1. 計画の対象	3
2. 計画の期間	3
第4節 計画の基本理念	4
第5節 計画策定の体制	4
1. 「御所市障害福祉計画等策定審議会」の開催	4
2. アンケート調査及びヒアリング調査の実施	4
3. パブリックコメントの実施	4
第2章 御所市の現状	5
第1節 人口の推移	5
1. 男女別人口の推移	5
2. 年齢3区分別人口の推移	6
3. 高齢化率と老年化指数の推移	7
4. 人口構成	8
5. 世帯数の推移	9
第2節 手帳所持者数の推移	10
1. 障害者手帳所持者数の推移	10
2. 身体障害者手帳所持者の状況	10
3. 療育手帳所持者の状況	12
4. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	13
第3節 難病患者の状況	14
第3章 障害福祉サービス提供体制の整備	15
第1節 障がい者・障がい児に対する福祉サービスの体系	15
第2節 令和8年度(2026年度)における成果目標	16
1. 障害福祉計画	16
2. 障害児福祉計画	25
第3節 障害福祉サービスの見込みと確保の考え方	27
1. 障害福祉計画	27
2. 障害児福祉計画	46
3. 相談支援	51
4. その他活動指標	54
第4節 地域生活支援事業の見込みと確保の考え方	56
1. 必須事業	56

2. 任意事業	67
第4章 計画の推進体制	69
1. 身近な相談窓口	69
2. 市民への広報・情報提供の推進	69
3. 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進	69
4. サービスの質の確保	70
5. 障がい者差別・虐待解消に向けて	70
6. 国・県との協力について	70
7. 進捗状況の把握・進行管理	70
資料編	71
1. 御所市障害福祉計画等策定審議会条例	71
2. 御所市障害福祉計画等策定審議会委員名簿	72
3. 計画策定の経緯	73
4. 用語解説	74

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨と背景

御所市では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び児童福祉法に基づく市町村計画として、令和3年(2021年)3月に、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間を計画期間とする「第6期御所市障害福祉計画及び第2期御所市障害児福祉計画」（以下、「第6期計画」という。）を策定し、「個人の尊厳、地域社会での共生、自立と自己実現ができるまち」を基本理念に据え、障がいのある人の自立と社会参加の支援を総合的かつ計画的に推進しています。

第6期計画期間中に、国では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正による事業者による障がいのある人への合理的配慮の義務化や、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の公布による障がい者の情報取得に対する支援の充実や体制整備、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の成立による障がい者の希望や能力に合わせた就労のための「就労選択支援」の創設、難病患者等に対する支援強化等、障がい者支援の充実のための法律面での整備が進められてきました。

このたび、第6期計画が令和6年(2024年)3月をもって終了することから、このような背景を踏まえつつ、これまでの取り組みの成果や障がいのある人などの現状をとらえ、「第7期御所市障害福祉計画及び第3期御所市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、障害者総合支援法や児童福祉法に定めるサービス等の必要量を見込むとともに、その提供体制を確保するための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ることにより、障がいのある人もない人も共に生きる地域づくりの実現をめざすものです。

## 第2節 計画の位置づけ

### 1. 法的根拠

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけます。

本計画においては、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）、難病患者等の日常生活や社会生活の自立を支える障害福祉サービスや地域生活支援事業等に関する提供体制の充実のための方針を示しています。

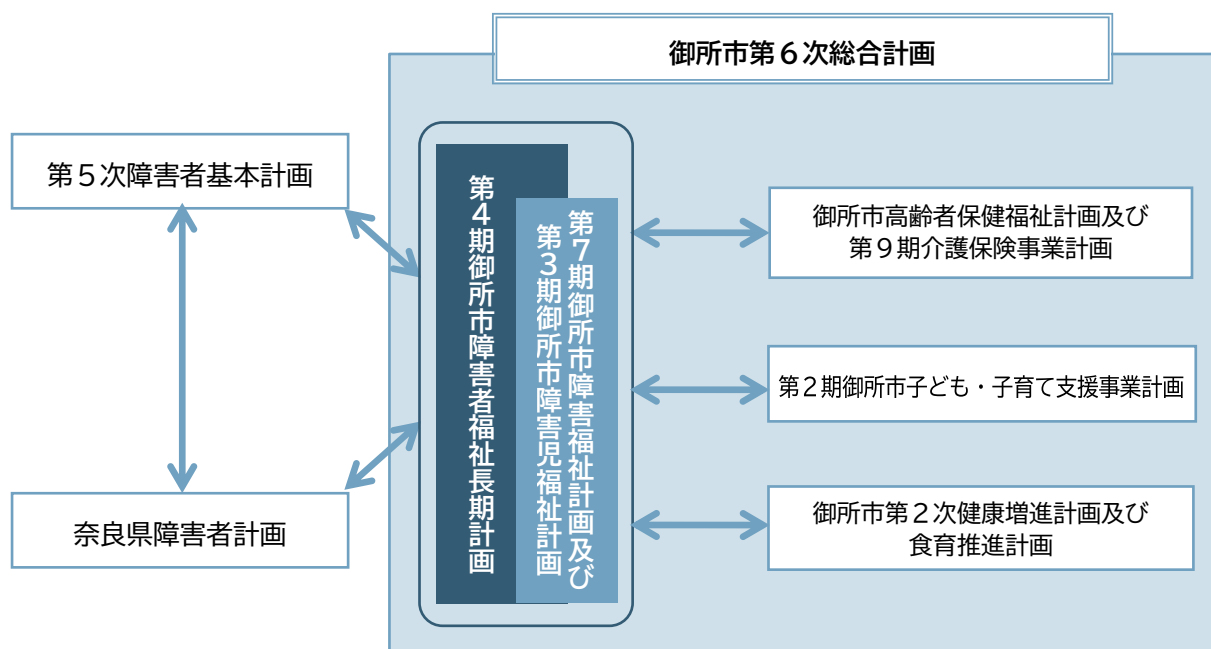
### 2. 他計画との関係

本計画は「御所市第6次総合計画」（令和3年(2021年)3月策定）を上位計画とする健康・福祉分野の個別計画である「第4期御所市障害者福祉長期計画」（平成30年(2018年)3月策定）における、障害福祉サービス等の計画的な提供体制の整備・充実に関する内容を定めた計画と位置づけます。策定にあたっては、関連計画との整合性を図っています。

#### 【関連計画】

- 御所市第6次総合計画（令和3年(2021年)3月策定）
- 第4期御所市障害者福祉長期計画（平成30年(2018年)3月策定）
- 御所市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画（令和6年(2024年)3月策定）
- 第2期御所市子ども・子育て支援事業計画（令和2年(2020年)3月策定）
- 御所市第2次健康増進計画及び食育推進計画（平成29年(2017年)3月策定）

#### 【関連計画等との位置づけ（イメージ図）】





### 第3節 計画の対象と期間

#### 1. 計画の対象

本計画の対象は、障害者基本法に基づき、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人（児童を含む）とします。

##### 【障害者基本法における障がい者の定義】

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

#### 2. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)までの3年間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第4期御所市障害者福祉長期計画											
第5期御所市障害福祉計画 及び 第1期御所市障害児福祉計画			第6期御所市障害福祉計画 及び 第2期御所市障害児福祉計画			第7期御所市障害福祉計画 及び 第3期御所市障害児福祉計画			第8期御所市障害福祉計画 及び 第4期御所市障害児福祉計画		

※本計画は令和8年度(2026年度)末を見据えた数値目標を設定し、その目標達成に向けた計画とします。

## 第4節 計画の基本理念

### 個人の尊厳、地域社会での共生、自立と自己実現ができるまち

障がい者の自立と社会参加を支えるためには、障がいのある人の自由な選択と意思決定を尊重する地域づくりが求められています。

本計画では、引き続き、第4期御所市障害者福祉長期計画の基本理念「個人の尊厳、地域社会での共生、自立と自己実現ができるまち」に基づき、御所市に住むすべての人が、障がいの有無にかかわらず、ともにふれあい、支えあいながら地域の中でともに暮らし、自分らしく自立した生活ができる「地域共生社会」の実現に向け、地域住民や関係団体・機関等と連携し、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の推進に取り組みます。

## 第5節 計画策定の体制

### 1. 「御所市障害福祉計画等策定審議会」の開催

障がい者関係者、学識経験者、社会福祉関係者、行政機関代表者から構成される「御所市障害福祉計画等策定審議会」を開催し、計画策定について意見交換を行いました。

### 2. アンケート調査及びヒアリング調査の実施

計画策定にあたり、障がい者の日常生活の状況やニーズを把握するため、「御所市福祉に関するアンケート調査」を実施するとともに、障がい者関係団体へのヒアリング調査を実施しました。

### 3. パブリックコメントの実施

幅広い意見を反映するため、本計画の素案を市役所窓口及び市ホームページに公開し、意見を募りました。

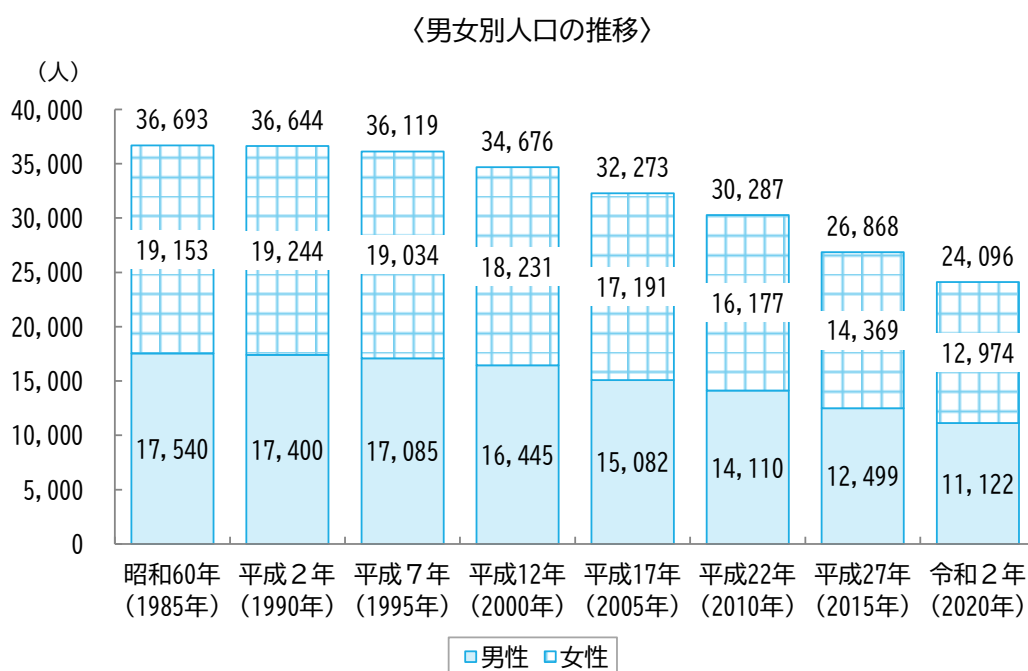
## 第2章 御所市の現状

### 第1節 人口の推移

#### 1. 男女別人口の推移

御所市の人口は減少傾向にあり、令和2年(2020年)には24,096人と、平成27年(2015年)から2,772人の減少となっています。

性別で見ると、令和2年(2020年)は男性が11,122人、女性が12,974人、合計24,096人となっています。

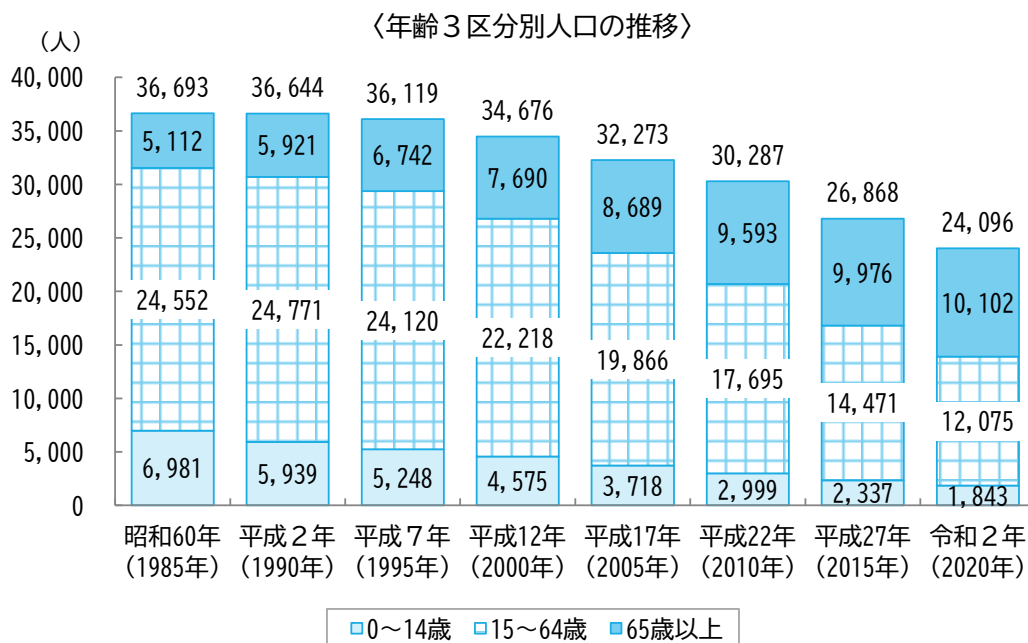


	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
男性	17,540人	17,400人	17,085人	16,445人	15,082人	14,110人	12,499人	11,122人
女性	19,153人	19,244人	19,034人	18,231人	17,191人	16,177人	14,369人	12,974人
総人口	36,693人	36,644人	36,119人	34,676人	32,273人	30,287人	26,868人	24,096人

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

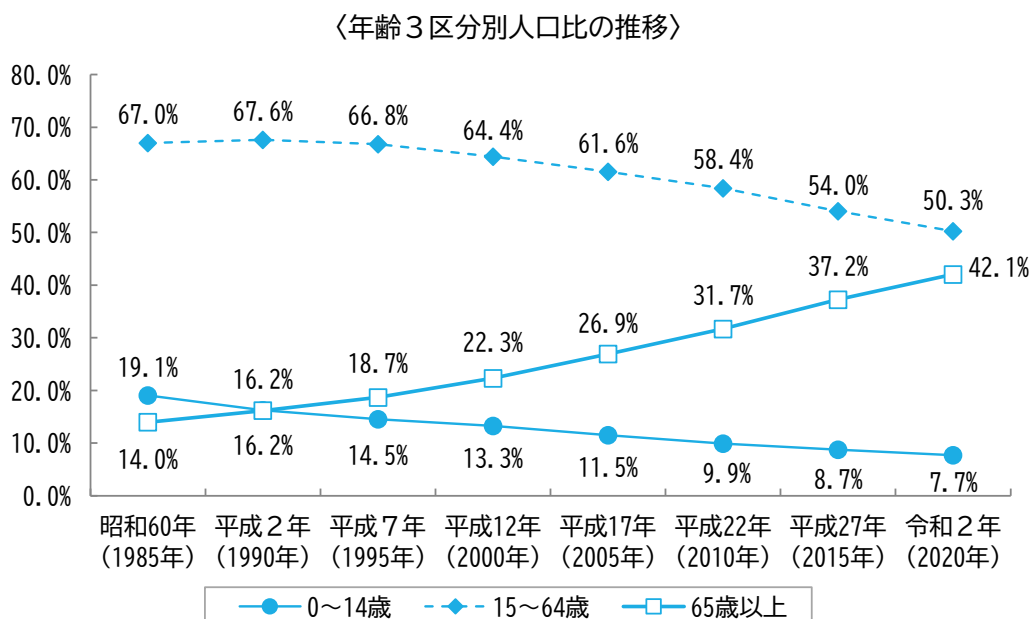
## 2. 年齢3区分別人口の推移

御所市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）の割合が年々減少する一方で、老年人口（65歳以上）の割合が年々増加しており、御所市でも少子高齢化が進行していることがわかります。令和2年（2020年）10月1日現在の人口構成は、年少人口（0～14歳）が1,843人（7.7%）、生産年齢人口（15～64歳）が12,075人（50.3%）、老年人口（65歳以上）が10,102人（42.1%）となっています。



	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
0～14歳	6,981人	5,939人	5,248人	4,575人	3,718人	2,999人	2,337人	1,843人
15～64歳	24,552人	24,771人	24,120人	22,218人	19,866人	17,695人	14,471人	12,075人
65歳以上	5,112人	5,921人	6,742人	7,690人	8,689人	9,593人	9,976人	10,102人
総人口	36,693人	36,644人	36,119人	34,676人	32,273人	30,287人	26,868人	24,096人

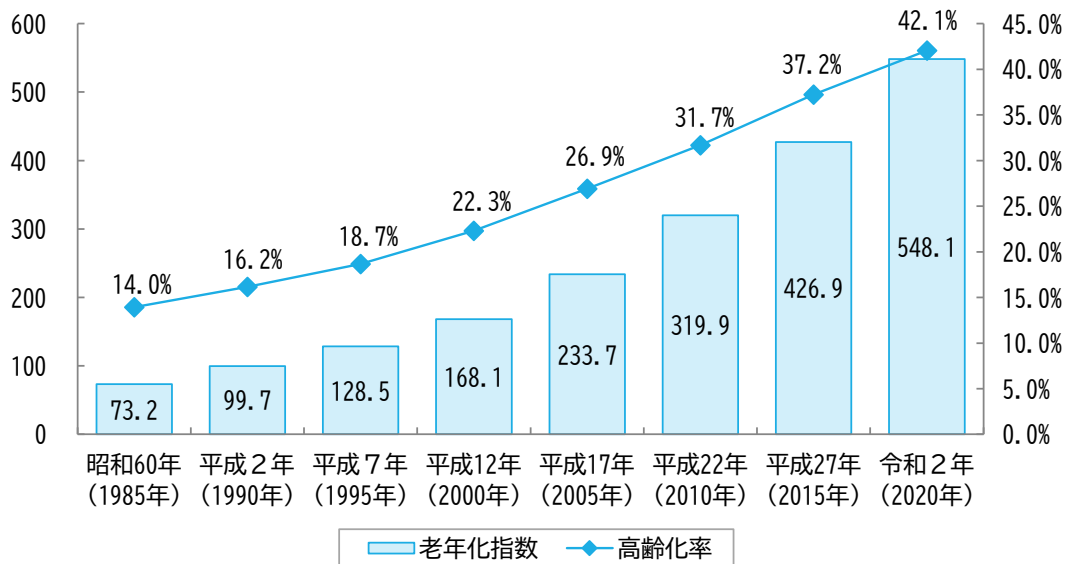
資料：国勢調査（各年10月1日現在）  
注：総人口には年齢不詳を含む



### 3. 高齢化率と老年化指数の推移

御所市の高齢化率は年々増加し、平成22年(2010年)には3割を超え、令和2年(2020年)では42.1%と4割を超えています。また、老年化指数をみると、平成22年(2010年)以降急激に上昇し、令和2年(2020年)では548.1となっています。

〈高齢化率と老年化指数の推移〉



	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総人口	36,693人	36,644人	36,119人	34,676人	32,273人	30,287人	26,868人	24,096人
老年人口 (65歳以上)	5,112人	5,921人	6,742人	7,690人	8,689人	9,593人	9,976人	10,102人
高齢化率	14.0%	16.2%	18.7%	22.3%	26.9%	31.7%	37.2%	42.1%
老年化指数	73.2	99.7	128.5	168.1	233.7	319.9	426.9	548.1

資料：国勢調査（各年10月1日現在）  
注：総人口には年齢不詳を含む

※老年化指数=老年人口÷年少人口×100

（老年化指数は、人口の高齢化の程度を知る指標の一つで、生産年齢人口の多少による影響を除いているため、人口の高齢化の程度をより敏感に示す指標として用いられている）

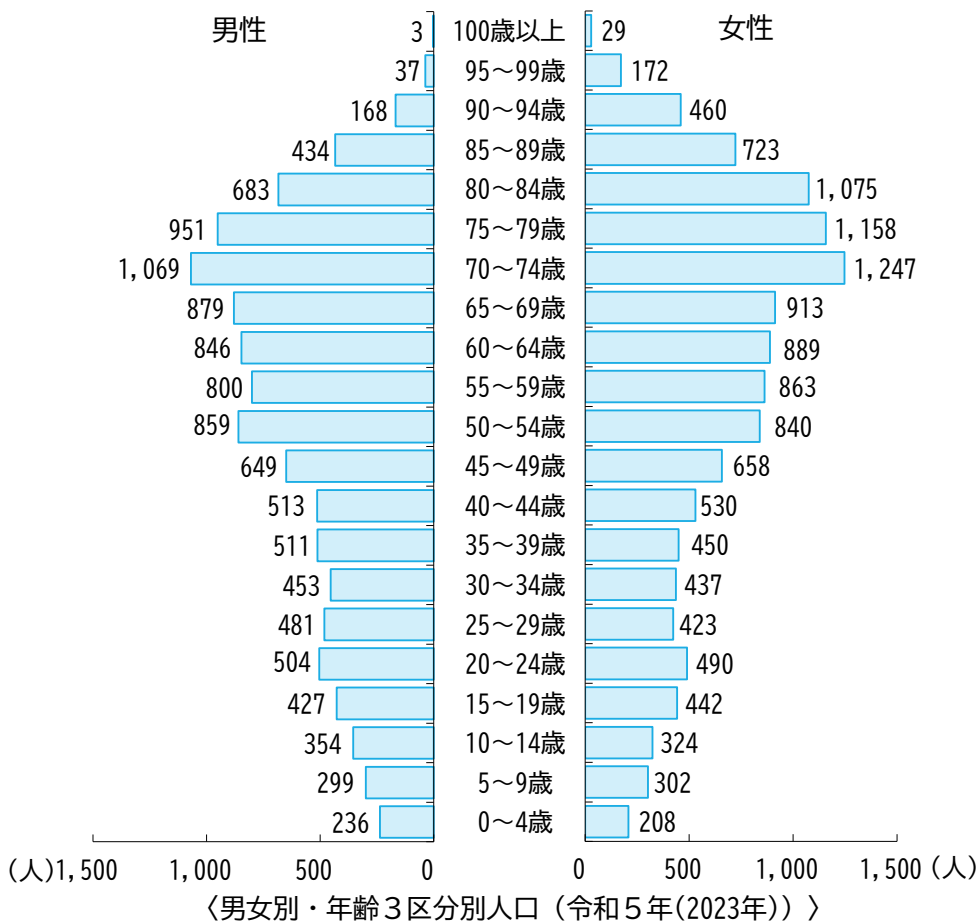
## 4. 人口構成

御所市の令和5年(2023年)10月1日現在の人口構成について人口ピラミッドをみると、男女とも70歳～74歳の人口が最も多く、高齢者を支えることになる現役世代(20～64歳)の人口が少ない構造になっています。

男女別人口については、男性は11,156人、女性は12,633人、合計23,789人、年齢3区分別人口については、年少人口(0～14歳)が1,723人(7.2%)、生産年齢人口(15～64歳)が12,065人(50.7%)、老年人口(65歳以上)が10,001人(42.0%)となっており、老年化指数については580.4となっています。

また後期高齢者人口(75歳以上)については、5,893人(24.8%)と、人口の約4人に1人は75歳以上となっています。

〈人口ピラミッド(令和5年(2023年))〉



	男性	女性	合計	割合
0～14歳	889	834	1,723	7.3%
15～64歳	6,043	6,022	12,065	50.7%
65歳以上	4,224	5,777	10,001	42.0%
※うち75歳以上	2,276	3,617	5,893	24.8%
合計	11,156	12,633	23,789	100.0%
割合	46.9%	53.1%	100.0%	

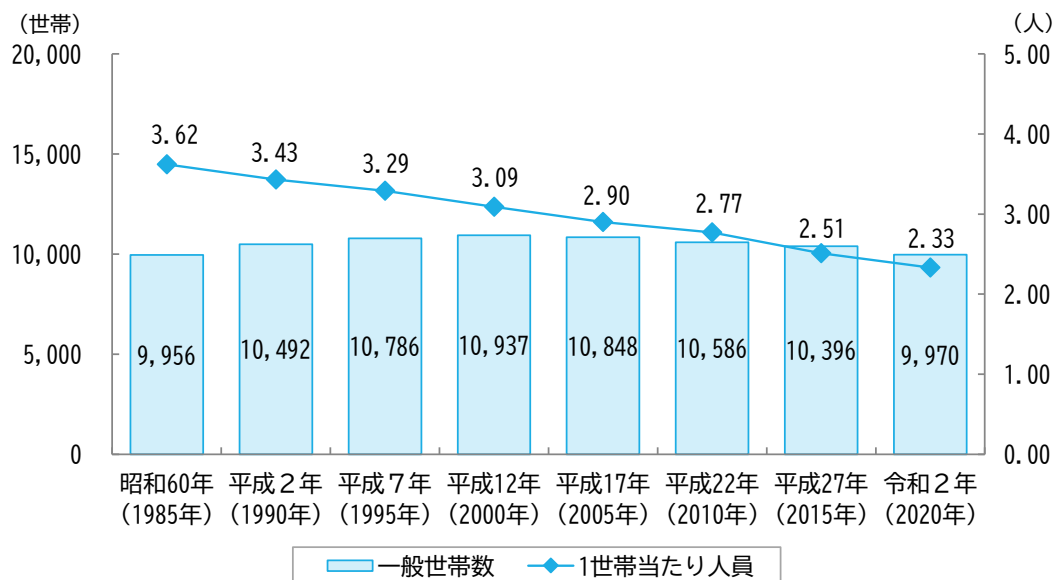
老年化指数  
580.4

資料：住民基本台帳(令和5年(2023年)10月1日現在)

## 5. 世帯数の推移

御所市の世帯数の推移をみると、世帯数は横ばいにある一方で、1世帯当たり人員は減少傾向にあります。令和2年(2020年)10月1日現在の世帯数は9,970世帯と1万を切っており、1世帯当たり人員では2.33人となっています。

〈一般世帯数と1世帯当たり人員の推移〉



	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
世帯数	9,956世帯	10,492世帯	10,786世帯	10,937世帯	10,848世帯	10,586世帯	10,396世帯	9,970世帯
1世帯当たり 人員	3.62人	3.43人	3.29人	3.09人	2.90人	2.77人	2.51人	2.33人

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## 第2節 手帳所持者数の推移

### 1. 障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和2年(2020年)以降減少を続けており、令和5年(2023年)には1,449人となっています。一方、療育手帳所持者数は年々増加を続けており、令和5年(2023年)には285人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和3年(2021年)に減少したものの、その後は増加を続け、令和5年(2023年)には304人と300人を超えています。

〈障害者手帳所持者数の推移（手帳種別）〉

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
身体障害者手帳	1,570人	1,545人	1,547人	1,515人	1,471人	1,449人
療育手帳	243人	251人	263人	276人	280人	285人
精神障害者保健福祉手帳	213人	237人	253人	250人	267人	304人
合計	2,026人	2,033人	2,063人	2,041人	2,018人	2,038人

資料：福祉課（各年4月1日現在）

### 2. 身体障害者手帳所持者の状況

令和5年(2023年)4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は1,449人となっています。

等級別にみると、「4級」が最も多く412人(28.4%)、次いで、「1級」が370人(25.5%)、「3級」が264人(18.2%)となっています。

障がい部位別にみると、「肢体不自由」が最も多く739人(51.0%)と半数以上を占めています。その次に多いのが「内部障がい」で、440人(30.4%)となっています。

〈障がい部位別身体障害者手帳所持者数（等級別）〉

	視覚障がい	聴覚、平衡 障がい	音声・言語 咀嚼機能 障がい	肢体不自由	内部障がい	計	割合
1級	29人	2人	1人	106人	232人	370人	25.5%
2級	28人	23人	2人	129人	13人	195人	13.5%
3級	9人	33人	5人	143人	74人	264人	18.2%
4級	6人	48人	5人	232人	121人	412人	28.4%
5級	8人	3人	-	87人	-	98人	6.8%
6級	9人	59人	-	42人	-	110人	7.6%
合計	89人	168人	13人	739人	440人	1,449人	100.0%
割合	6.1%	11.6%	0.9%	51.0%	30.4%	100.0%	

資料：福祉課（令和5年(2023年)4月1日現在）



手帳所持者数を年齢別にみると、「80～89歳」が最も多く465人（32.1%）となっています。次いで「70～79歳」が405人（28.0%）となっています。また、手帳所持者の8割以上が「60歳以上」となっています。

〈障がい部位別身体障害者手帳所持者数（年齢別）〉

	視覚障がい	聴覚、平衡障がい	音声・言語咀嚼機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計	割合
0～9歳	-	-	-	5人	1人	6人	0.4%
10～19歳	-	2人	-	5人	-	7人	0.5%
20～29歳	-	3人	-	14人	2人	19人	1.3%
30～39歳	-	1人	1人	13人	4人	19人	1.3%
40～49歳	1人	2人	-	24人	12人	39人	2.7%
50～59歳	4人	4人	1人	79人	27人	115人	7.9%
60～69歳	9人	15人	3人	120人	53人	200人	13.8%
70～79歳	22人	26人	2人	198人	157人	405人	28.0%
80～89歳	44人	73人	5人	201人	142人	465人	32.1%
90～99歳	9人	42人	1人	76人	40人	168人	11.6%
100歳以上	-	-	-	4人	2人	6人	0.4%
合計	89人	168人	13人	739人	440	1,449人	100.0%
割合	6.1%	11.6%	0.9%	51.0%	30.4%	100.0%	

資料：福祉課（令和5年(2023年)4月1日現在）

〈等級別身体障害者手帳所持者数（年齢別）〉

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	割合
0～9歳	3人	2人	-	-	-	1人	6人	0.4%
10～19歳	3人	1人	3人	-	-	-	7人	0.5%
20～29歳	5人	5人	2人	3人	2人	2人	19人	1.3%
30～39歳	9人	4人	1人	3人	1人	1人	19人	1.3%
40～49歳	15人	3人	6人	9人	5人	1人	39人	2.7%
50～59歳	36人	20人	14人	24人	10人	11人	115人	7.9%
60～69歳	55人	25人	25人	62人	20人	13人	200人	13.8%
70～79歳	109人	46人	77人	115人	33人	25人	405人	28.0%
80～89歳	103人	69人	90人	142人	23人	38人	465人	32.1%
90～99歳	31人	20人	45人	50人	4人	18人	168人	11.6%
100歳以上	1人	-	1人	4人	-	-	6人	0.4%
合計	370人	195人	264人	412人	98人	110人	1,449人	100.0%
割合	25.5%	13.5%	18.2%	28.4%	6.8%	7.6%	100.0%	

資料：福祉課（令和5年(2023年)4月1日現在）

### 3. 療育手帳所持者の状況

令和5年(2023年)4月1日現在の療育手帳所持者数は285人となっています。

等級別にみると、「A1判定(最重度)」が44人(15.4%)、「A2判定(重度)」が62人(21.8%)、「B1判定(中度)」が84人(29.5%)、「B2判定(軽度)」が95人(33.3%)となっています。

年齢別にみると、「10～19歳」が最も多く71人(24.9%)となっています。次いで「20～29歳」が53人(18.6%)となっています。

〈等級別療育手帳所持者数〉

	A1判定 (最重度)	A2判定 (重度)	B1判定 (中度)	B2判定 (軽度)	合計
所持者数(人)	44人	62人	84人	95人	285人
構成比(%)	15.4%	21.8%	29.5%	33.3%	100.0%

資料：福祉課(令和5年(2023年)4月1日現在)

〈等級別療育手帳所持者数(年齢別)〉

	A1判定 (最重度)	A2判定 (重度)	B1判定 (中度)	B2判定 (軽度)	合計	割合
0～9歳	1人	4人	7人	16人	28人	9.8%
10～19歳	5人	10人	9人	47人	71人	24.9%
20～29歳	8人	9人	15人	21人	53人	18.6%
30～39歳	8人	8人	18人	8人	42人	14.7%
40～49歳	7人	9人	13人	2人	31人	10.9%
50～59歳	8人	10人	12人	1人	31人	10.9%
60～69歳	4人	5人	8人	-	17人	6.0%
70～79歳	2人	6人	1人	-	9人	3.2%
80～89歳	1人	-	1人	-	2人	0.7%
90～99歳	-	1	-	-	1人	0.4%
100歳以上	-	-	-	-	-	0.0%
合計	44人	62	84人	95人	285人	100.0%
割合	15.4%	21.8%	29.5%	33.3%	100.0%	

資料：福祉課(令和5年(2023年)4月1日現在)

#### 4. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

令和5年(2023年)4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は304人となっています。

等級別にみると、「1級」が43人(14.1%)で、「2級」が205人(67.4%)、「3級」が56人(18.4%)となっています。

年齢別にみると、「50～59歳」が最も多く82人(27.0%)となっています。次いで「40～49歳」が60人(19.7%)となっています。

〈等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数〉

	1級	2級	3級	合計
所持者数(人)	43人	205人	56人	304人
構成比(%)	14.1%	67.4%	18.4%	100.0%

資料：福祉課(令和5年(2023年)4月1日現在)

〈等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢別)〉

	1級	2級	3級	合計	割合
0～9歳	-	-	-	-	0.0%
10～19歳	-	1人	2人	3人	1.0%
20～29歳	3人	18人	12人	33人	10.9%
30～39歳	4人	37人	9人	50人	16.4%
40～49歳	5人	44人	11人	60人	19.7%
50～59歳	11人	58人	13人	82人	27.0%
60～69歳	5人	24人	4人	33人	10.9%
70～79歳	11人	14人	5人	30人	9.9%
80～89歳	3人	6人	-	9人	3.0%
90～99歳	1人	3人	-	4人	1.3%
100歳以上	-	-	-	-	0.0%
合計	43人	205人	56人	304人	100.0%
割合	14.1%	67.4%	18.4%	100.0%	

資料：福祉課(令和5年(2023年)4月1日現在)

#### ■自立支援医療(精神通院)受給者数

	令和5年(2023年)
受給者数【全体】(人)	480人
受給者数【精神障害者保健福祉手帳所持者】(人)	253人

資料：福祉課(令和5年(2023年)4月1日現在)

### 第3節 難病患者の状況

令和5年(2023年)3月31日現在の特定疾患治療研究事業の対象者は、308人となっています。

令和2年(2020年)と比較すると潰瘍性大腸炎で4人増加した一方で、皮膚筋炎／多発性筋炎で4人減少しています。

〈難病法に基づく医療費助成制度の承認疾患（上位10疾患）〉

令和5年(2023年)3月31日			参考：令和2年(2020年)3月31日		
順位	疾患名	承認人数	順位	疾患名	承認人数
1	パーキンソン病	44人	1	パーキンソン病	46人
2	潰瘍性大腸炎	38人	2	潰瘍性大腸炎	34人
3	全身性エリテマトーデス	16人	3	全身性エリテマトーデス	15人
	下垂体前葉機能低下症	16人		下垂体前葉機能低下症	15人
4	特発性大腿骨頭壊死症	15人	4	特発性大腿骨頭壊死症	12人
5	後縦靭帯骨化症	12人	5	皮膚筋炎／多発性筋炎	11人
6	多発性硬化症／視神経脊髄炎	9人		後縦靭帯骨化症	11人
	特発性間質性肺炎	9人	6	特発性間質性肺炎	8人
7	クローン病	8人	7	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	7人
8	皮膚筋炎／多発性筋炎	7人		原発性胆汁性胆管炎	7人
9	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	6人		クローン病	7人
	シェーグレン症候群	6人	8	重症筋無力症	6人
	IgA腎症	6人		多発性硬化症／視神経脊髄炎	6人
	原発性胆汁性胆管炎	6人		顕微鏡的多発血管炎	6人
	一次性ネフローゼ症候群	6人		特発性拡張型心筋症	6人
重症筋無力症	5人	肥大型心筋症		6人	
10	網膜色素変性症	5人	9	シェーグレン症候群	5人
				網膜色素変性症	5人
				一次性ネフローゼ症候群	5人
			10	多系統萎縮症	4人
				神経線維腫症	4人
				バージャー病	4人
				全身性強皮症	4人
				IgA腎症	4人

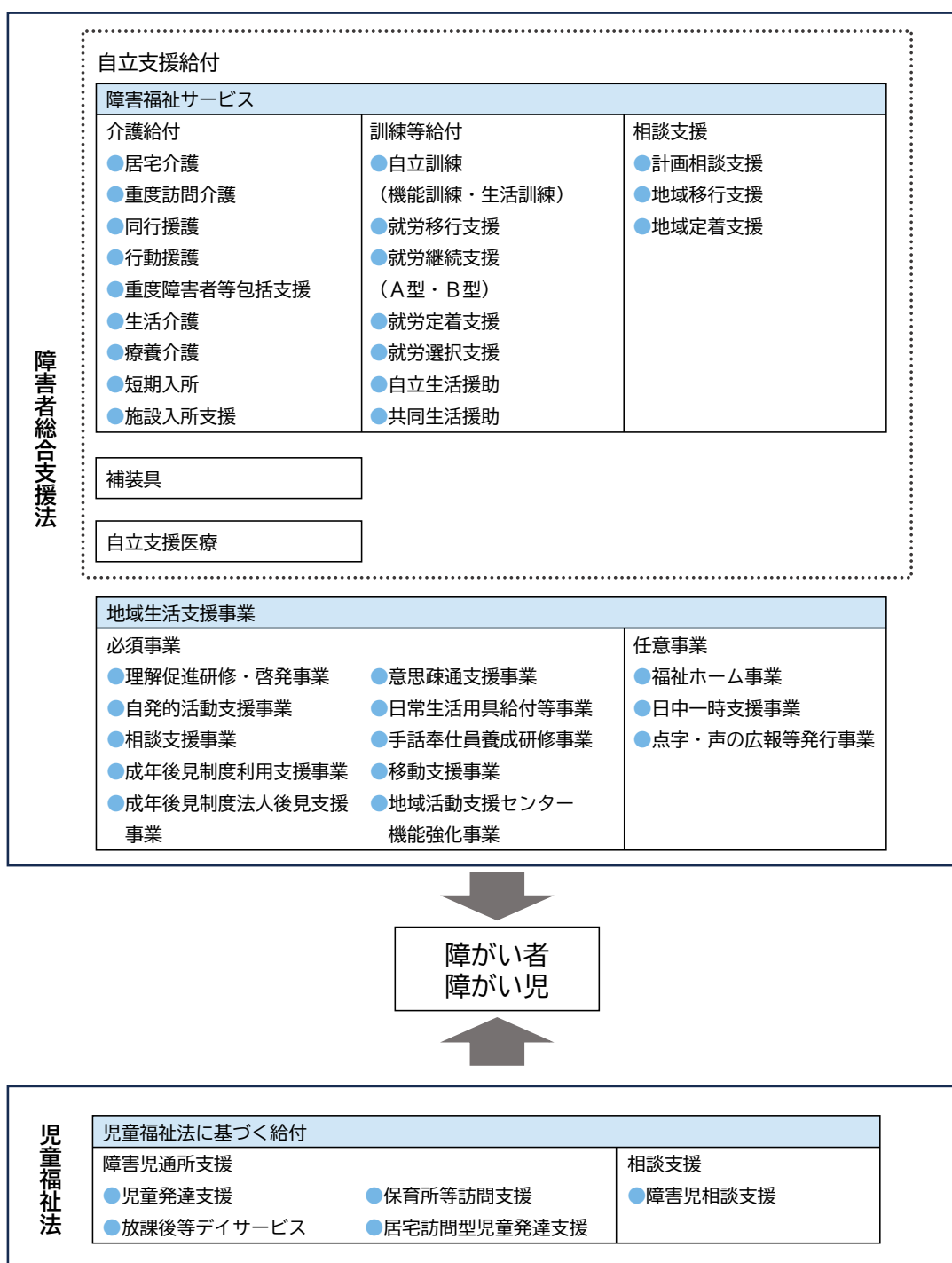
資料：奈良県中和保健所（令和5年(2023年)3月31日現在）

### 第3章 障害福祉サービス提供体制の整備

#### 第1節 障がい者・障がい児に対する福祉サービスの体系

障がい者に対する福祉サービスは、障害者総合支援法による「障害福祉サービス」、「補装具」、「自立支援医療」、「地域生活支援事業」、児童福祉法による「障害児通所支援」、「障害児発達支援」、「障害児入所支援」で構成されます。これらの福祉サービスは、障がい者の生活環境や希望により、組み合わせて利用することもできます。

【障がい者・障がい児に対する福祉サービスの体系】



## 第2節 令和8年度(2026年度)における成果目標

国の示す基本指針に基づき、これまでの御所市の実績及び実状を踏まえた上で、令和8年度(2026年度)までに達成すべき指標と目標値を設定しました。

### 1. 障害福祉計画

障がい者が自らの望む地域生活を営むためには、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実が必要になります。目標値の達成に向けて、必要な基盤整備や施策等について関係機関との連携のもと推進していきます。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

##### 第6期計画における状況

第6期計画では施設入所者のうち2人を地域生活に移行させること、施設入所者を1人削減させることを成果目標としていましたが、障がいのある人やその家族、地域の担い手の高齢化により地域生活の継続が困難であること、タン吸引などの医療的ケアが必要な利用者が自宅において施設のような24時間の見守りを受けるための事業所や人材が不足していることから、どちらも0人と未達成に終わりました。

##### ■第6期計画実績

	令和元年度 (2019年度) 末 時点の実績	令和5年度 (2023年度) 末 目標値	令和5年度 (2023年度) 末 実績値見込み
① 施設入所者数	26人	25人	26人
② 地域生活移行数		2人	0人
移行率 (②/①(令和元年度末))		7.7%	0.0%
③ 減少(見込み)数		1人	0人
削減率 (③/①(令和元年度末))		3.8%	0.0%

## 第7期計画における目標設定

### 【国の目標値】

- 施設入所者の地域移行  
令和4年度(2022年度)末施設入所者数の6%以上移行
- 施設入所者数の削減  
令和4年度(2022年度)末の5%以上削減

### 【御所市の目標】

令和4年度末(2022年度末)現在、福祉施設に入所されている方は26人です。

第7期計画の成果目標は、令和8年度末(2026年度末)時点において福祉施設の入所者数を2人削減するとともに、地域生活移行数を2人とすることを目指します。引き続き、地域移行を支援する事業所の確保に努めるとともに、地域生活移行に際しては適切に意思決定支援を行いつつ確認し、移行する上で必要な支援等について関係機関と連携し検討を進めます。

### ■成果目標値

	令和4年度 (2022年度)末 時点の実績	令和8年度 (2026年度)末 目標値
① 施設入所者数	26人	24人
② 地域生活移行数		2人
移行率 (②/①(令和4年度末))		7.7%
③ 減少(見込み)数		2人
削減率 (③/①(令和4年度末))		7.7%

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

---

### 第6期計画における状況

第6期計画では令和5年度(2023年度)末までに、保健、医療、福祉関係者の協議の場を設置することを目標としており、現在ケースごとに関係機関による協議の場がもたれていますが、未達成となりました。

### 第7期計画における目標設定

#### 【国の目標値】 (県目標)

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数  
325.3日以上
- 精神病床における1年以上入院患者数の設定
- 精神病床における早期退院率  
3か月以上68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

#### 【御所市の目標】

現状では、市、保健所、医療機関、事業所、民生委員等が精神障がい者への支援を行っています。令和8年度(2026年度)末までに、保健、医療、福祉関係者の協議の場を設置することを目指します。



### (3) 地域生活支援拠点等の整備

#### 第6期計画における状況

第6期計画では、令和5年度(2023年度)末までに地域生活支援拠点等の整備及びその機能充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討することを目標としていましたが、担える事業所や施設がなく、未達成となりました。

#### 第7期計画における目標設定

##### 【国の目標値】

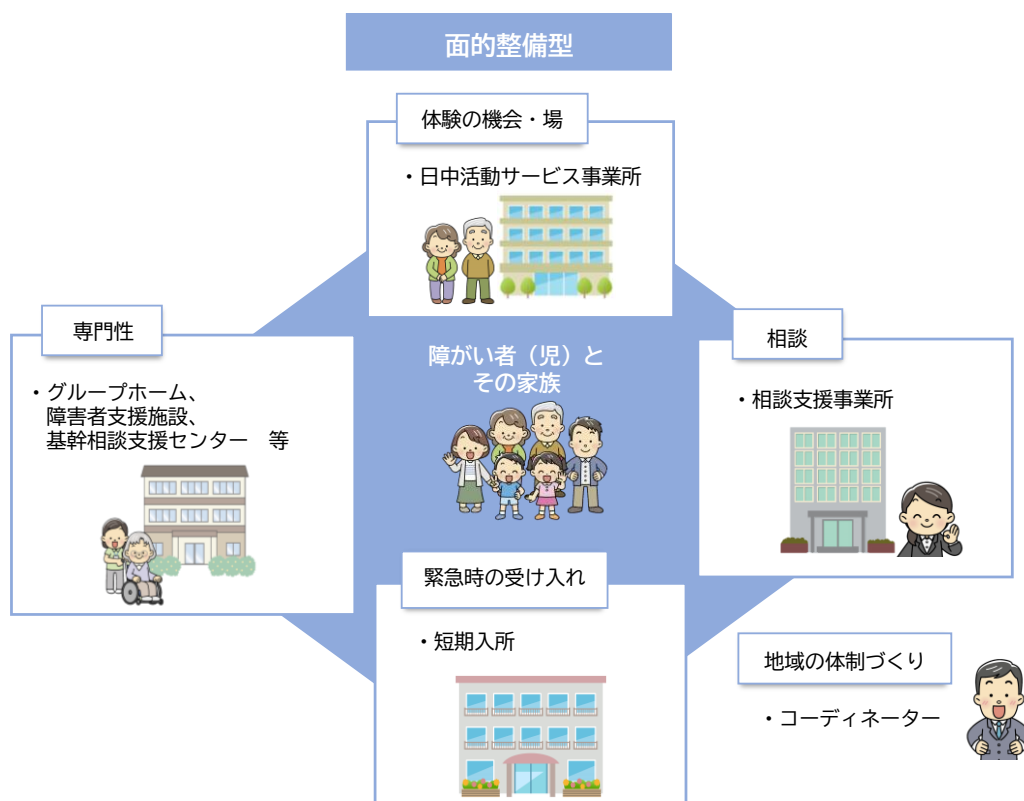
- 令和8年度(2026年度)末までに各市町村に地域生活支援拠点等を整備する
- その機能の充実のため、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証及び検討する
- 令和8年度(2026年度)末までに、強度行動障がいをもつ者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

##### 【御所市の目標】

地域生活支援拠点等の整備にあたって求められる機能は、①相談 ②体験の機会・場 ③緊急時の受け入れ・対応 ④専門性 ⑤地域の体制づくりです。地域生活支援拠点等の整備について、令和8年度(2026年度)末までの整備を目標に、可能な限り早期に整備できるよう努めていきます。

整備にあたっては、地域の複数の事業所が機能を担い、全体で地域生活支援拠点等を整備する面的整備を基本とし、緊急時の対応など、当事者やその家族のニーズが高い機能から、段階的に整備を進めていくことを検討するとともに、対応可能な事業所の確保に努めます。

#### ■地域生活支援拠点等の整備イメージ



## (4) 福祉施設から一般就労への移行促進

### 第6期計画における状況

第6期計画では、就労移行支援等を通じ、2人以上を一般就労へ移行することを目標としていましたが、令和5年度（2023年度）末に就労移行支援事業により3人が一般就労へ移行したことで達成となりました。また、就労定着支援の目標として就労定着支援事業の利用者数で2人、就労定着支援事業を実施する事業所数で1事業所を設定していましたが、令和5年度（2023年度）末に就労定着支援事業利用者では2人、実施事業所では2事業所と、どちらも達成となりました。一方で、就労継続支援A型・B型では、目標として設定していた一般就労への移行者数それぞれ1名のところ、どちらも0人と未達成となりました。

#### ① 就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数の増加

	令和元年度 (2019年度) 末 時点の実績	令和5年度 (2023年度) 末 目標値	令和5年度 (2023年度) 末 実績見込み
就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数	1人	2人以上	3人

#### ② 就労移行支援事業から一般就労への移行者数の増加

	令和元年度 (2019年度) 末 時点の実績	令和5年度 (2023年度) 末 目標値	令和5年度 (2023年度) 末 実績見込み
就労移行支援事業利用者のうち一般就労への移行者数	1人	2人以上	3人

#### ③ 就労継続支援A型及びB型から一般就労への移行者数の増加

	令和元年度 (2019年度) 末 時点の実績	令和5年度 (2023年度) 末 目標値	令和5年度 (2023年度) 末 実績見込み
就労継続支援A型事業利用者のうち一般就労への移行者数	0人	1人	0人
就労継続支援B型事業利用者のうち一般就労への移行者数	0人	1人	0人

#### ④ 就労定着支援による職場定着率の増加

	令和元年度 (2019年度) 末 時点の実績	令和5年度 (2023年度) 末 目標値	令和5年度 (2023年度) 末 実績見込み
就労定着支援事業利用者	2人	2人	2人
就労定着支援事業を実施する事業所数	1事業所	1事業所	2事業所

## 第7期計画における目標設定

### 【国の目標値】

- 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の増加  
令和8年度(2026年度)中に、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上とする
- 就労移行支援事業から一般就労への移行者数の増加  
令和8年度(2026年度)中に、就労移行支援を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度(2021年度)実績の1.31倍以上とする  
令和8年度(2026年度)中に、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする
- 就労継続支援A型及びB型から一般就労への移行者数の増加  
令和8年度(2026年度)中に、就労継続支援A型及びB型を通じた一般就労への移行者数を、それぞれ令和3年度(2021年度)実績の1.29倍以上、1.28倍以上とする
- 就労定着支援の利用者数及び職場定着率の増加  
令和8年度(2026年度)中に、就労移行支援事業の利用者数を、令和3年度(2021年度)の1.41倍以上とする  
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする

### 【御所市の目標】

#### ① 就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数の増加

令和3年度(2021年度)中に一般就労に移行した障がい者は0人でした。利用者の高齢化により一般就労へのハードルが高くなっていますが、引き続き、事業所・利用者に一般就労への移行を促し、令和8年度(2026年度)末において一般就労に移行する障がい者を4人以上とすることを目指します。

#### ■成果目標値

	令和3年度(2021年度)末 時点の実績	令和8年度(2026年度)末 目標値
就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数	0人	4人以上

## ② 就労移行支援事業から一般就労への移行者数の増加

令和3年度(2021年度)中に就労移行支援事業から一般就労に移行した障がい者は0人でした。人口減少により事業展開のしづらさがありますが、需要増加を目指し一般就労への移行を促すことで、令和8年度(2026年度)末において一般就労に移行する障がい者を4人以上とすることを目指します。

加えて、令和8年度(2026年度)末における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用者終了者数に占める一般就労への移行率が5割以上の事業所を1事業所とすることを目指します。

### ■成果目標値

	令和3年度(2021年度)末 時点の実績	令和8年度(2026年度)末 目標値
就労移行支援事業利用者のうち 一般就労への移行者数	0人	4人以上

	令和8年度(2026年度)末	
	全事業所数	うち移行した割合が 5割以上の事業所数
就労移行支援事業を実施する 事業所数	2事業所	1事業所
就労移行率5割以上の事業所割合		50.0%

## ③ 就労継続支援A型及びB型から一般就労への移行者数の増加

令和3年度(2021年度)中に就労継続支援A型、就労継続支援B型事業の利用により一般就労に移行した障がい者はいませんでした。新型コロナウイルス感染症の拡大、高齢化の急速な進行により第6期計画では未達成となっていました。令和8年度(2026年度)において一般就労に移行する障がい者をA型・B型とも1人以上とすることを目指します。

### ■成果目標値

	令和3年度(2021年度)末 時点の実績	令和8年度(2026年度)末 目標値
就労継続支援A型事業利用者のうち 一般就労への移行者数	0人	1人以上
就労継続支援B型事業利用者のうち 一般就労への移行者数	0人	1人以上

#### ④ 就労定着支援による職場定着率の増加

令和3年度(2021年度)中に就労定着支援事業を利用した障がい者は2人でした。障がい者の一般就労への定着促進に向け、令和8年度(2026年度)末において就労定着支援事業の利用者数を2人以上とすることを目指します。

加えて、就労定着支援事業を実施する1事業所について、その事業所が職場定着率7割以上を達成することを目指します。

##### ■成果目標値

	令和3年度(2021年度)末 時点の実績	令和8年度(2026年度)末 目標値
就労定着支援事業利用者	2人	2人以上

	令和8年度(2026年度)末	
	全事業所数	うち定着率が 7割以上の事業所数
就労定着支援事業を実施する 事業所数	1事業所	1事業所
就労定着率7割以上の事業所割合		100.0%

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

---

### 第6期計画における状況

第6期計画では、平成24年(2012年)から設置している基幹相談支援センターを中核に相談支援体制の強化に取り組んでいます。基幹相談支援センターでは一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談にも対応できるよう社会福祉士等を配置しています。一方で、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や人材育成支援、地域の相談機関との連携強化の取り組みについては未実施となりました。

### 第7期計画における目標設定

#### 【国の目標値】

- 令和8年度(2026年度)末までに各市町村において基幹相談支援センターを設置する
- 基幹相談支援センターが地域の相談体制支援体制の強化を図る体制を確保する
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保する

#### 【御所市の目標】

御所市では既に基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいるため、引き続き、現在の取り組みや体制の確保に努めます。

また、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善に向け、各関係機関と年1回以上の協議の場を設けることを目標とします。

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

---

### 第6期計画における状況

第6期計画では、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みとして、各種研修に参加するとともに、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果や障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を奈良県と連携し、障害福祉サービス事業所に対し、情報提供・共有しました。

### 第7期計画における目標設定

#### 【国の目標値】

- 令和8年度(2026年度)末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築する

#### 【御所市の目標】

引き続き、職員の障害者総合支援法の理解促進に向けた各種研修への参加、適切なサービス提供に向けた事業所への情報共有、指導、助言等の取り組みを行い、障害福祉サービス利用者が真に必要なサービスを提供していきます。

## 2. 障害児福祉計画

全国的に、重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児が増加している背景等を踏まえ、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を行うことが求められています。

目標値の達成に向けて、保健、医療、福祉関係機関等の連絡調整を行うための体制の整備や必要な施策の実施等について関係機関との連携のもと推進していきます。

### (1) 重層的な障がい児支援の提供体制の整備等

#### 第6期計画における状況

第6期計画では、重層的な障がい児支援の提供体制の整備として、令和5年度(2023年度)末までに中和圏域での児童発達支援センターの共同設置を目指していましたが、中和圏域での協議の場が持てず未達成となりました。保育所等訪問支援の充実については、既に1か所確保しており、当該事業所と各関係機関との連携の推進に取り組みました。

#### 第7期計画における目標設定

##### 【国の目標値】

- 令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する
- 児童発達支援センターや保育所等訪問支援を活用しながら、令和8年度(2026年度)末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する

#### ① 児童発達支援センターの設置

##### 【御所市の目標】

児童発達支援センターについては、市内に支援の中核となる拠点がないため、中和8市町村及び関係機関で協議をすすめながら、中和圏域での共同設置を目指します。

#### ② 保育所等訪問支援の充実

##### 【御所市の目標】

保育所等訪問支援事業所については1か所確保しており、当該事業所及び各関係機関と引き続き連携し事業を推進します。

## (2) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

### 第6期計画における状況

第6期計画では、令和5年度(2023年度)末までに児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置を目指していましたが、設置には至らず未達成となりました。一方で中和圏域には対応できる事業所があり、利用可能な状態となっています。

### 第7期計画における目標設定

#### 【国の目標値】

○令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する

#### 【御所市の目標】

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は現在市内にないため、中和8市町村及び関係機関で協議をすすめながら、中和圏域での共同設置を目指します。

## (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

### 第6期計画における状況

第6期計画では、令和5年度(2023年度)末までに医療機関、地域の訪問看護ステーション、相談支援事業所、教育機関と連携し、地域の課題や事例検討を含む協議の場を年1回以上設けることを目指していましたが、設置には至らず未達成となりました。加えて、医療的ケア児等に関するコーディネーターを令和5年度(2023年度)末まで中和圏域で共同設置することを目指していましたが、協議の場をもつまでに至らず未達成となりました。

### 第7期計画における目標設定

#### 【国の目標値】

○令和8年度(2026年度)末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

#### 【御所市の目標】

医療的ケア児支援のための協議の場については、医療機関・地域の訪問看護ステーション・相談支援事業所・教育機関と連携し、地域の課題や事例検討を含む協議の場を年1回以上行うことを目指します。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、令和8年度末(2026年度末)までに中和8市町村による共同設置を目標とします。



## 第3節 障害福祉サービスの見込みと確保の考え方

### 1. 障害福祉計画

#### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者を訪問して介護や家事援助等の必要な支援を行うサービスの総称です。

#### サービス・事業の実施に関する現状

訪問系サービスについて近年の利用実績の推移をみると、居宅介護でやや増加傾向が見られるとともに、障がい者調査の結果でも、現在利用していないが今後利用したい障害福祉サービスとして居宅介護が高く、特に身体障がい者で希望割合が高くなっていることから、ニーズを勘案して必要量を見込む必要があります。また、関係団体ヒアリングでは、量的に不足していると思うサービスとして行動援護が挙げられており、対応できるヘルパーの不足の解消が課題となっています。

#### サービス・事業の確保方策または実施の考え方

- ✓ 利用者のニーズに適切に応じるため、市内及び隣接する市町の社会福祉法人や介護保険の訪問介護事業所などに対し障害福祉サービス事業への参入を促すなど、サービスの安定的な提供体制の確保に努めます。
- ✓ 個々の障がい者に対して適切な身体介護、生活支援のサービスを提供するため、身体・知的・精神の各障がいの特性を理解したホームヘルパーの確保・養成に向けて、各種研修などの周知を行い、ホームヘルパーの資質の向上を図ります。
- ✓ 障がい者の地域生活への移行を進みやすくし、また障がい者の安心な生活を支えていくため、早朝、夜間、緊急時に対応できるサービス体制の充実を事業者に促します。
- ✓ 基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所の人材育成、連携の強化等の推進による訪問系サービスの適切な支給決定に努めるとともに、訪問系サービス事業所への実地指導等によるサービスの質の向上や確保に努めます。
- ✓ 現役世代が減少する中、福祉人材の確保に向け、職場環境や介護・福祉職のイメージ改善の方策を検討・実施します。

## ① 居宅介護

ホームヘルパーが障がい者の自宅に訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や家事援助等を行うサービスです。

### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	61人	62人	63人	53人	54人	55人
	身体	29人	29人	30人	15人	16人	16人
	療育	14人	14人	14人	14人	14人	14人
	精神	24人	25人	25人	30人	30人	31人
	実績値 <sup>(注)</sup>	50人	51人	52人			
	身体	18人	16人	14人			
	療育	13人	12人	14人			
	精神	24人	27人	30人			
	達成率	82.0%	82.3%	82.5%			
	月あたりの 平均利用時間数 (時間/月)	計画値	780時間	760時間	740時間	620時間	630時間
実績値		742時間	632時間	609時間			
達成率		95.1%	83.2%	82.3%			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別(身体・療育・精神)の合計とは一致しない場合があります

## ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって、常時介護を必要とする人の自宅にホームヘルパーが訪問し、身体介護や家事援助、外出時の移動支援等を総合的に行うサービスです。

### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	8人	8人	8人	5人	5人	5人
	身体	8人	8人	8人	5人	5人	5人
	療育	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	精神	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績値 <sup>(注)</sup>	6人	5人	5人			
	身体	6人	5人	5人			
	療育	1人	1人	1人			
	精神	0人	0人	1人			
	達成率	75.0%	62.5%	62.5%			
	月あたりの 平均利用時間数 (時間/月)	計画値	460時間	470時間	480時間	740時間	750時間
実績値		1,066時間	962時間	735時間			
達成率		231.7%	204.7%	153.1%			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別(身体・療育・精神)の合計とは一致しない場合があります

### ③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービスです。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	4人	4人	4人	5人	5人	5人
	身体	4人	4人	4人	5人	5人	5人
	療育	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	精神	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実績値 <sup>(注)</sup>	4人	5人	5人			
	身体	4人	5人	5人			
	療育	0人	0人	0人			
	精神	0人	0人	0人			
	達成率	100.0%	125.0%	125.0%			
	月あたりの 平均利用時間数 (時間/月)	計画値	22時間	22時間	22時間	42時間	42時間
実績値		28時間	35時間	41時間			
達成率		127.3%	159.1%	186.4%			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別(身体・療育・精神)の合計とは一致しない場合があります

#### ④ 行動援護

行動に著しい困難を有し、常時介護が必要な知的障がい者や精神障がい者に対し、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動援助等を行うサービスです。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	15人	15人	15人	15人	15人	15人
	身体	3人	3人	3人	4人	4人	4人
	療育	15人	15人	15人	14人	14人	14人
	精神	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	実績値 <sup>(注)</sup>	15人	14人	14人			
	身体	2人	4人	4人			
	療育	15人	14人	14人			
	精神	0人	0人	0人			
	達成率	100.0%	93.3%	93.3%			
月あたりの 平均利用時間数 (時間/月)	計画値	250時間	240時間	230時間	240時間	250時間	260時間
	実績値	310時間	259時間	238時間			
	達成率	124.0%	107.9%	103.5%			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別(身体・療育・精神)の合計とは一致しない場合があります

### ⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い障がい者に対し、居宅介護や短期入所などの複数の障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	身体	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	療育	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	精神	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人			
	身体	0人	0人	0人			
	療育	0人	0人	0人			
	精神	0人	0人	0人			
	達成率	-	-	-			
	月あたりの 平均利用時間数 (時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
実績値		0時間	0時間	0時間			
達成率		-	-	-			

## (2) 短期入所サービス

### サービス・事業の実施に関する現状

短期入所サービスについては、障がい者調査の結果より、身体障がい者でニーズが高くなっている一方で、関係団体ヒアリングでは、入所施設の空きがないことによる利用のしづらさが挙げられています。

ニーズに応えられるよう、今後は事業所の確保に努めるとともに、緊急時の利用に対応できるよう整備していく必要があります。

### サービス・事業の確保方策または実施の考え方

- ✓ 緊急時における利用ニーズに対応するため、サービスに関する情報提供を行うなど、必要時に適切なサービスが利用できるよう支援します。
- ✓ 在宅の重症心身障がい者（児）が利用できる短期入所事業の実施を医療機関や介護保険施設に働きかけます。

#### ① 短期入所

介護者が病気等により一時的に介護できない場合において、施設や病院で入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービスです。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	36人	40人	44人	20人	25人	30人
	身体	12人	13人	14人	5人	7人	9人
	療育	34人	37人	40人	15人	17人	19人
	精神	0人	0人	0人	1人	2人	3人
	実績値 <sup>(注)</sup>	16人	14人	15人			
	身体	6人	4人	3人			
	療育	15人	14人	15人			
	精神	0人	0人	0人			
	達成率	44.4%	35.0%	34.1%			
月あたりの 平均利用日数 (日/月)	計画値	90日	100日	110日	65日	70日	70日
	実績値	65日	60日	60日			
	達成率	72.2%	60.0%	54.5%			
実施か所数 (か所)	計画値	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所
	実績値	12か所	9か所	9か所			
	達成率	80.0%	60.0%	60.0%			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別（身体・療育・精神）の合計とは一致しない場合があります

### (3) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスの総称です。

#### サービス・事業の実施に関する現状

日中活動系サービスについて近年の利用実績の推移をみると、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）でやや増加傾向が見られており、ニーズの高まりに応じて量を見込んでいく必要があります。

障がい者調査の結果では、精神障がい者で、現在は利用していないが今後利用したい障害福祉サービスとして、就労継続支援A型が最も高くなっているとともに、障がいのある人が働きやすくなるために必要な条件や環境整備としては「障がいの特性に合った職種・業務を増やす」が6割を超えて最も高くなっています。障がい者の多様なニーズに対応するためのサービスを充実していくことが必要です。

また、関係団体ヒアリングでは、働きたい気持ちが高くても障がい特性により毎日働き続けることが難しい、そういった特性を理解してくれる職場が必要、との意見が挙げられています。

#### サービス・事業の確保方策または実施の考え方

- ✓ 障がい者の多様なニーズに対応していくため、様々な事業所の参入を促進していきます。
- ✓ 生活介護については、本事業を必要とする重症心身障がい者等に対し、生活動作訓練や身体機能維持などの身体面にアプローチできる専門性の高いサービスを提供できる事業所の確保に努めます。
- ✓ 自立訓練（生活訓練）については、事業内容の周知を図り、相談支援事業所との連携のもと、特別支援学校卒業生などの利用を促進します。
- ✓ 就労移行支援は、就労に向けた訓練の場であり、賃金（工賃）の支給がないことから、最低賃金以上を得られる就労継続支援（A型）の利用ニーズが高い傾向がみられます。障がい者が希望する働き方と有する能力、それに適した就労支援などを総合的に勘案し、適切な事業に結び付けていきます。また、当事業終了後の就労機会の拡大を図るため、ハローワークとの連携を強化し、雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障がい者雇用に関する情報の提供に努めます。
- ✓ 就労継続支援（A型・B型）事業所については、市内の事業所の確保に努めます。また、雇用契約に比べ実労働時間が短いことのほか、生産活動の内容が収益性の高い業務内容となっていない、障がい特性に応じた支援ができていないため定着率が低いなどの問題が指摘されており、奈良県と連携した取り組みに努め、サービス提供の質の向上を図ります。
- ✓ 一般就労が困難な障がい者などに対しては、障がい者就労施策と連携しながら、市から作業所への業務委託の実施などによる作業機会の確保や工賃の引き上げに取り組めます。
- ✓ 令和6（2024）年度に新たに創設された就労選択支援については、特別支援学校の卒業生や就労系サービスの新規利用者数を勘案して見込みます。



## ① 生活介護

常時介護を必要とする障がい者に、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動または生産活動など、日中活動の場を提供するサービスです。

### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	66人	68人	69人	66人	67人	68人
	身体	27人	28人	28人	23人	24人	25人
	療育	49人	50人	51人	52人	53人	54人
	精神	4人	4人	4人	5人	5人	5人
	実績値 <sup>(注)</sup>	62人	64人	65人			
	身体	24人	23人	23人			
	療育	47人	50人	52人			
	精神	4人	5人	5人			
	達成率	93.9%	94.1%	94.2%			
	月あたりの 平均利用日数 (日/月)	計画値	1,200日	1,220日	1,230日	1,350日	1,370日
実績値		1,217日	1,288日	1,323日			
達成率		101.4%	105.6%	107.6%			
実施か所数	計画値	33か所	33か所	34か所	35か所	35か所	35か所
	実績値	34か所	35か所	34か所			
	達成率	103.0%	106.1%	100.0%			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別(身体・療育・精神)の合計とは一致しない場合があります

## ② 自立訓練

### (ア) 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者や難病患者等対象者に対し、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練やその他の支援を行うサービスです。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	身体	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	療育	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	精神	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実績値 <sup>(注)</sup>	0人	0人	0人			
	身体	0人	0人	0人			
	療育	0人	0人	0人			
	精神	0人	0人	0人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			
	月あたりの 平均利用日数 (日/月)	計画値	12日	12日	12日	12日	12日
実績値		0日	0日	0日			
達成率		0.0%	0.0%	0.0%			
実施か所数	計画値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績値	0か所	0か所	0か所			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別（身体・療育・精神）の合計とは一致しない場合があります

### (イ) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者や精神障がい者に対し、一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練やその他の支援を行うサービスです。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	3人	3人	3人	2人	2人	2人
	身体	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	療育	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	精神	2人	2人	2人	1人	1人	1人
	実績値 <sup>(注)</sup>	1人	1人	1人			
	身体	0人	0人	0人			
	療育	0人	0人	0人			
	精神	1人	1人	1人			
	達成率	33.3%	33.3%	33.3%			
	月あたりの 平均利用日数 (日/月)	計画値	30日	30日	30日	30日	30日
実績値		7日	3日	20日			
達成率		23.3%	10.0%	66.7%			
実施か所数	計画値	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	実績値	1か所	1か所	1か所			
	達成率	50.0%	50.0%	50.0%			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別（身体・療育・精神）の合計とは一致しない場合があります

### ③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等を行うサービスです。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	5人	5人	5人	6人	6人	6人
	身体	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	療育	1人	1人	1人	2人	2人	2人
	精神	4人	4人	4人	4人	4人	4人
	実績値 <sup>(注)</sup>	3人	4人	5人			
	身体	0人	0人	0人			
	療育	0人	2人	1人			
	精神	3人	3人	4人			
	達成率	60.0%	80.0%	100.0%			
	月あたりの 平均利用日数 (日/月)	計画値	25日	25日	25日	80日	80日
実績値		50日	82日	77日			
達成率		200.0%	328.0%	308.0%			
実施か所数	計画値	4か所	4か所	4か所	6か所	6か所	6か所
	実績値	6か所	6か所	5か所			
	達成率	150.0%	150.0%	125.0%			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別(身体・療育・精神)の合計とは一致しない場合があります

#### ④ 就労継続支援

##### (ア) 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な障がい者に、事業所内において雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。

##### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	30人	31人	32人	20人	21人	22人
	身体	1人	1人	1人	2人	2人	2人
	療育	14人	15人	16人	10人	11人	12人
	精神	18人	18人	18人	9人	9人	9人
	実績値 <sup>(注)</sup>	17人	17人	18人			
	身体	3人	2人	2人			
	療育	9人	8人	9人			
	精神	8人	8人	9人			
	達成率	56.7%	54.8%	56.3%			
	月あたりの 平均利用日数 (日/月)	計画値	380日	400日	420日	380日	400日
実績値		337日	337日	368日			
達成率		88.7%	84.3%	87.6%			
実施か所数	計画値	15か所	15か所	15か所	18か所	18か所	18か所
	実績値	16か所	16か所	17か所			
	達成率	106.7%	106.7%	113.3%			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別（身体・療育・精神）の合計とは一致しない場合があります

## (イ) 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な障がい者に、雇用契約は結ばず、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。

### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	67人	69人	71人	75人	80人	85人
	身体	7人	8人	9人	6人	6人	6人
	療育	47人	48人	49人	50人	52人	54人
	精神	17人	17人	17人	30人	32人	34人
	実績値 <sup>(注)</sup>	72人	73人	76人			
	身体	6人	7人	6人			
	療育	50人	46人	49人			
	精神	22人	25人	28人			
	達成率	107.5%	105.8%	107.0%			
	月あたりの 平均利用日数 (日/月)	計画値	870日	890日	910日	1,300日	1,350日
実績値		1,221日	1,254日	1,328日			
達成率		140.3%	140.9%	145.9%			
実施か所数	計画値	26か所	26か所	26か所	35か所	35か所	35か所
	実績値	31か所	34か所	33か所			
	達成率	119.2%	130.8%	126.9%			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別（身体・療育・精神）の合計とは一致しない場合があります

## ⑤ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や企業・家族等との連絡調整等の支援を行うサービスです。

### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	3人	3人	3人	3人	3人	3人
	身体	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	療育	0人	0人	0人	2人	2人	2人
	精神	3人	3人	3人	1人	1人	1人
	実績値 <sup>(注)</sup>	2人	1人	1人			
	身体	0人	0人	0人			
	療育	1人	1人	1人			
	精神	1人	0人	0人			
	達成率	66.7%	33.3%	33.3%			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別(身体・療育・精神)の合計とは一致しない場合があります

## ⑥ 就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

### 【見込み】

		第7期計画期間		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	-	4人	4人
	身体	-	2人	2人
	療育	-	0人	0人
	精神	-	2人	2人

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別(身体・療育・精神)の合計とは一致しない場合があります

## ⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の援助を行うサービスです。

### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	身体	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	療育	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	精神	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実績値 <sup>(注)</sup>	1人	1人	1人			
	身体	1人	1人	1人			
	療育	1人	1人	1人			
	精神	0人	0人	0人			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
	実施か所数	計画値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績値		1か所	1か所	1か所			
達成率		100.0%	100.0%	100.0%			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別(身体・療育・精神)の合計とは一致しない場合があります



## (4) 居住系サービス

---

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスの総称です。

### サービス・事業の実施に関する現状

居住系サービスについて近年の利用実績の推移をみると、共同生活援助で増加傾向が見られています。障がい者調査においても将来希望する生活として知的障がい者、精神障がい者で「ひとり暮らしやグループホームなど、家を出て地域で生活したい」がやや高くなっており、親元からの自立やひとり暮らしニーズの高まり等により今後も利用の増加が見込まれます。

また、現在は利用していないが今後利用したい障害福祉サービスとして、身体障がい者で施設入所支援、知的障がい者で自立生活援助がやや高くなっています。

今後、御所市内の施設の整備に加え、他市町村との連携を密にしていく必要があります。

### サービス・事業の確保方策または実施の考え方

- ✓ 共同生活施設（グループホーム）の新規開設に対する支援などにより、共同生活住居の整備を積極的に働きかけます。
- ✓ 共同生活施設（グループホーム）の設置にあたっては、障がいのある人に対する誤解・偏見が生じないように、地域住民に対し、障がいに関する正しい理解や知識の啓発に努めます。
- ✓ 様々な障がい種別や程度、障がい特性に対応できるよう、事業所と連携し、事業所に対する研修の機会の情報提供など、サービスの専門性と質の向上を図ります。
- ✓ 施設入所支援は、国の方針で地域での生活が推進されていますが、障がいの進行や心身の状態、介護者の高齢化などにより施設入所を余儀なくされる障がい者が一定存在することを考慮し、施設入所も選択肢のひとつとして捉え、介護度や家族の状況に応じた支援体制を検討します。

## ① 自立生活援助

施設や共同生活援助を利用していた障がい者が、一人暮らしなどに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービスです。

### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	身体	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	療育	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	精神	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	実績値 <sup>(注)</sup>	0人	0人	0人			
	身体	0人	0人	0人			
	療育	0人	0人	0人			
	精神	0人	0人	0人			
	達成率	-	-	-			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別(身体・療育・精神)の合計とは一致しない場合があります

## ② 共同生活援助

共同生活を行う住居で、夜間などに、相談や入浴、排せつ、食事の介護など、日常生活の支援を行うサービスです。

### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	15人	15人	17人	28人	30人	32人
	身体	1人	1人	1人	4人	4人	4人
	療育	10人	10人	11人	16人	18人	20人
	精神	6人	6人	7人	8人	9人	10人
	実績値 <sup>(注)</sup>	16人	20人	27人			
	身体	1人	2人	4人			
	療育	10人	14人	16人			
	精神	7人	7人	8人			
	達成率	106.7%	133.3%	158.8%			
	実施か所数	計画値	12か所	12か所	12か所	25か所	25か所
実績値		15か所	21か所	23か所			
達成率		125.0%	175.0%	191.7%			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別(身体・療育・精神)の合計とは一致しない場合があります

### ③ 施設入所支援

施設に入所している障がい者に対し、主に夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護など、日常生活の支援を行うサービスです。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	26人	26人	25人	26人	26人	26人
	身体	14人	14人	13人	10人	10人	10人
	療育	18人	18人	18人	19人	19人	19人
	精神	1人	1人	1人	2人	2人	2人
	実績値 <sup>(注)</sup>	25人	26人	26人			
	身体	12人	10人	10人			
	療育	17人	19人	19人			
	精神	1人	2人	2人			
	達成率	96.2%	100.0%	104.0%			
	実施か所数	計画値	17か所	17か所	17か所	15か所	15か所
実績値		12か所	15か所	15か所			
達成率		70.6%	88.2%	88.2%			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別(身体・療育・精神)の合計とは一致しない場合があります

## 2. 障害児福祉計画

### (1) 障害児福祉サービス

#### サービス・事業の実施に関する現状

障害児福祉サービスについて近年の利用実績の推移をみると、放課後等デイサービスで増加傾向がみられています。一方で、関係団体ヒアリングでは、障がい児を持つ親同士のつながりが近年希薄化しており、親における障害児福祉サービスの知識が不足しているという意見が挙げられているとともに、障がい者調査では障害福祉サービスをより利用しやすくするために今後希望する事として「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が最も高くなっていることから、各種サービスの周知にも努めていくことが必要です。

保育所等訪問支援については、近年少しずつ利用実績が増えています。地域共生社会の実現・推進の観点から、幼い時から障がいの有無に関わらず、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるようにしていくことが重要であるため、引き続き、保育所等訪問支援の利用促進に向け、教育機関等と連携しながら、訪問先となる保育所や学校等への制度周知に取り組んでいく必要があります。

#### サービス・事業の確保方策または実施の考え方

- ✓ 児童発達支援については、利用者数の増加に応じた事業所の確保に努めます。
- ✓ 放課後等デイサービスについては、多様なニーズに寄り添えるよう、認知機能の支援だけでなく学習機能への支援など、幅広く支援を提供できる体制の充実を図ります。
- ✓ 障がい児が希望する保育所やその他の施設に通うために必要な訪問先における理解と協力のために、保育所等訪問支援事業の利用促進に向けた周知・啓発を図ります。
- ✓ 医療的ケアが必要な児童に対し、適切な支援が行えるよう、奈良県が実施する重症心身障害児者等コーディネーター養成研修等の情報提供など、人材の確保・養成に努めます。
- ✓ 障がい児が発達過程に応じた適切な支援を受け、自立した日常生活を送ることができるよう、一人ひとりに応じた障害児支援利用計画の作成に努めます。また、本人と保護者のニーズに寄り添えるよう関係機関が情報を共有して統一した支援の実施を進めます。
- ✓ 学校、障害児通所支援事業所、障害福祉サービスを提供する事業所及び相談支援事業所と連携を図り、サービスを利用しやすい環境整備に努めます。

## ① 児童発達支援

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。

### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	21人	24人	27人	26人	28人	30人
	実績値	21人	29人	26人			
	達成率	100.0%	120.8%	96.3%			
月あたりの 平均利用日数 (日/月)	計画値	100日	130日	160日	140日	160日	180日
	実績値	103日	164日	133日			
	達成率	103.0%	126.2%	83.1%			
実施か所数	計画値	7か所	9か所	9か所	18か所	19か所	20か所
	実績値	13か所	19か所	16か所			
	達成率	185.7%	211.1%	177.8%			

## ② 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童に対し、児童発達支援および治療を行うサービスです。

※「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年(2022年)法律第66号）により、児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）が一元化（令和6年(2024年)4月施行）されることから、第3期計画より「児童発達支援」に含まれます。

### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	2人	2人	2人	-	-	-
	実績値	1人	0人	0人			
	達成率	50.0%	0.0%	0.0%			
月あたりの 平均利用日数 (日/月)	計画値	30日	30日	30日	-	-	-
	実績値	4日	0日	0日			
	達成率	13.3%	0.0%	0.0%			
実施か所数	計画値	1か所	1か所	1か所	-	-	-
	実績値	1か所	0か所	0か所			
	達成率	100.0%	0.0%	0.0%			

## ③ 放課後等デイサービス

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行うサービスです。

### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	36人	36人	36人	40人	43人	45人
	実績値	31人	36人	39人			
	達成率	86.1%	100.0%	108.3%			
月あたりの 平均利用日数 (日/月)	計画値	295日	300日	305日	350日	380日	400日
	実績値	293日	327日	348日			
	達成率	99.3%	109.0%	114.1%			
実施か所数	計画値	32か所	32か所	32か所	30か所	35か所	40か所
	実績値	31か所	35か所	29か所			
	達成率	96.9%	109.4%	90.6%			

#### ④ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等に通う障がい児に対し、施設の障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。

##### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	6人	8人	10人	4人	6人	8人
	実績値	1人	4人	3人			
	達成率	16.7%	50.0%	30.0%			
月あたりの 平均利用日数 (日/月)	計画値	6日	8日	10日	6日	8日	10日
	実績値	1日	4日	5日			
	達成率	16.7%	50.0%	50.0%			
実施か所数	計画値	1か所	1か所	1か所	3か所	3か所	3か所
	実績値	2か所	4か所	3か所			
	達成率	200.0%	400.0%	300.0%			

#### ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

##### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	身体	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	療育	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	精神	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実績値 <sup>(注)</sup>	-	-	-			
	身体	0人	0人	0人			
	療育	0人	0人	0人			
	精神	0人	0人	0人			
	達成率	-	-	-			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別(身体・療育・精神)の合計とは一致しない場合があります

⑥ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うコーディネーターを配置するよう努めます。

【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
配置数（人）	計画値	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			



### 3. 相談支援

#### サービス・事業の実施に関する現状

相談支援について近年の利用実績の推移をみると、計画相談支援・障害児相談支援で増加傾向がみられ、特に計画相談支援では計画値を上回る推移が続いています。また、障がい者調査では、知的障がい者でサービス等利用計画などを相談支援専門員に作成してもらった割合が高く、作成されたサービス等利用計画について満足と答えた割合も高くなっており、今後も利用者の増加が予想されます。

地域移行支援・地域定着支援については第6期計画中の利用実績はありませんでした。入院・入所中からの継続的な支援や、常時かつ緊急時の相談支援体制の必要性等もあり、事業者の設置促進が難しい状況ではありますが、ニーズに応じてサービスを提供できるよう関係機関と連携し、取り組みを継続することが必要です。

#### サービス・事業の確保方策または実施の考え方

- ✓ 計画相談支援・障害児相談支援については、利用者が増加傾向にあることから、引き続き市内の社会福祉法人や介護保険の居宅介護支援事業所等に対する相談支援事業への参入、相談支援専門員の確保・育成を促し、実施事業者の充実に努めます。
- ✓ 障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、地域移行支援・地域定着支援の利用促進に向け、事業内容の周知を図るとともに、関係機関との連携を十分に図り、適切なサービス提供に努めます。
- ✓ 基幹相談支援センターを中心に、サービス等利用計画の作成状況の確認を進めるとともに、事業所に対し必要に応じて助言を行うなど、質の高い利用計画作成に向けた取り組みを進めます。

## (1) 障害者相談支援

### ① 計画相談支援

障害福祉サービス等を利用するために、障がい者の希望や適切なサービスの内容を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービスです。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年あたりの 実利用者数 (人/年)	計画値	240人	250人	260人	270人	280人	290人
	実績値	248人	256人	269人			
	達成率	103.3%	102.4%	103.5%			
	支給決定者数 <sup>※A</sup>	248人	257人	270人	270人	280人	290人
	Aに対する達成率	100.0%	99.6%	99.6%			

### ② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行等について、相談などの必要な支援を行うサービスです。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	2人	2人	2人	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

### ③ 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談や訪問等の支援を行うサービスです。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

### (2) 障害児相談支援

障害児通所支援を利用するために、「障害児支援利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービスです。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年あたりの 実利用者数 (人/年)	計画値	75人	80人	85人	85人	90人	95人
	実績値	75人	85人	85人			
	達成率	100.0%	106.3%	100.0%			
	支給決定者数 <sup>※A</sup>	76人	86人	86人	85人	90人	95人
	Aに対する達成率	98.7%	98.8%	98.8%			

#### 4. その他活動指標

本計画から、成果目標の取り組み状況を評価するため、次の活動指標を新たに設定することが求められています。

##### (1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数(回)	1	1	1
	関係者参加人数(人)	5	5	5
	年間目標設定及び評価の実施回数(回)	1	1	1
地域移行支援(精神障がいのみ)	月あたりの平均利用者数(人/月)	1	1	1
地域定着支援(精神障がいのみ)	月あたりの平均利用者数(人/月)	1	1	1

##### (2) 相談支援体制の充実・強化等

項目	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数(件)	0	0	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数(件)	0	0	1
地域の相談機関との連携強化の取り組み	年間実施回数(回)	0	0	1
個別事例の支援内容の検証	年間実施回数(回)	0	0	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	配置数(人)	0	0	1

##### (3) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

項目	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数(人)	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	奈良県と連携し、審査結果や指導監査等に関する結果について、障害福祉サービス事業者に対し情報提供・共有することで、サービスの質の向上を図ります。			

#### (4) 障がい児の保護者への支援や当事者間のサポート活動

項目	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	年間受講者数（人）	0	0	1
	年間実施者数（人）	0	0	1
ペアレントメンターの人数	年度末時点の人数（人）	0	0	1
ピアサポート活動への参加人数	年間参加人数（人）	0	0	1

- ・ペアレントトレーニング：保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム
- ・ペアレントプログラム：育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。
- ・ペアレントメンター：自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。
- ・ピアサポート：発達障がいのある人が同じ障がいのある人にかかわり、支え合う活動をすること

## 第4節 地域生活支援事業の見込みと確保の考え方

### 1. 必須事業

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活および社会生活を過ごす上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修・啓発活動等を行う事業です。

#### サービス・事業の実施に関する現状

障がいへの理解を深めるため、関係課と連携して、教室・講演会の開催等に努めるとともに、窓口でのパンフレットの設置、広報での障害者スポーツ大会の参加者募集等、障がい者に関するイベントの情報提供に努めています。

一方で、障がい者調査では、障がいを理由に差別を受けた経験があると回答した割合が特に精神障がい者で高くなっています。また、関係団体ヒアリングでは、席を譲ってもらえることが増えた等、日常生活の中で障がいへの理解が深まってきていると感じるというご意見がある一方で、未だに根強い偏見がある、理解は進んでいない、というご意見もありました。

令和6（2024）年4月より事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化となることも踏まえ、引き続き障がいや障がい者への理解促進に向け、事業に取り組むことが必要です。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有			

## (2) 自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がい者とその家族、地域住民等による地域での自発的な取り組みを支援する事業です。

### サービス・事業の実施に関する現状

ボッチャ大会や県スポーツ大会・県運動会等、障がい者やその家族等が実施する自発的な活動を支援し、障がい者の社会参加の促進に努めています。

関係団体ヒアリングにおいても、障がい者の社会参加の促進に向けたスポーツ・文化の余暇活動の機会の創出が要望として挙げられており、今後も社会参加機会の拡充に努めるとともに、参加者の増加に向け、活動内容等の周知にも取り組む必要があります。

### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有			

### (3) 相談支援事業

#### ① 障害者相談支援事業

障がい者の地域生活への移行や安定した生活の確立に向けて、障がい者や障がい者の家族等からの相談に応じ、様々な情報の提供や必要な助言・支援を行う事業です。

#### サービス・事業の実施に関する現状

障がい者やその家族からの相談に応じ、福祉サービスにかかる必要な情報の提供や助言等を行っています。

障がい者調査では、今後福祉や生活に関する相談体制として希望することとして、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」、「1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」で回答が高くなっているとともに、困った時の主な相談先としては、「家族・親族」、「病院・診療所・薬局」が高く、「市役所の窓口」や「障害者相談支援センター」の回答は低くなっています。近年、高齢化が進み、ダブルケアやヤングケアラー等の従来の制度におさまらない複合化・複雑化した地域課題が増えていることから、多様な相談に対応できるよう、相談体制を充実させていくことが必要です。

また、よく利用する情報通信手段では、「携帯電話」、「スマートフォン」等で回答が高くなっています。相談先等を効果的に周知できるよう、多様な媒体を通じた啓発方法を検討していくことが必要です。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年あたりの 延支援件数 (件/年)	計画値	220件	240件	260件	220件	240件	260件
	実績値	54件	119件	130件			
	達成率	24.5%	49.6%	50.0%			
実施か所数	計画値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績値	1か所	1か所	1か所			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			



## ② 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、地域における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、地域の相談支援事業者に対し、専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業です。

### サービス・事業の実施に関する現状

御所市においては、基幹相談支援センターを平成24年(2012年)4月から設置しており、社会福祉士等を配置しています。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施か所数	計画値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績値	1か所	1か所	1か所			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

## ③ 住宅入所等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅および民間の賃貸住宅）への入居を希望しているにもかかわらず、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対して、入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行う事業です。

### サービス・事業の実施に関する現状

関係課と連携をとり、入居支援を行っていますが、利用実績はありません。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	無	無	無			

※利用者がいませんでした

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を促進する事業です。

##### サービス・事業の実施に関する現状

身寄りのない障がい者が単独で成年後見制度を利用できない場合（障害福祉サービスを利用し、または、利用しようとする知的障がい者・精神障がい者であって、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人）において、成年後見制度の利用を支援しています。

障がい者調査では、成年後見制度の認知度について、「知っている」が16.9%と2割未満となっています。また、成年後見制度の活用意向について、「活用したいと思う」、「今は必要としていないが、将来は活用したい」を合わせた割合は16.9%となっています。

制度を必要とする人が適切に利用できるよう、成年後見制度の周知に努めることが必要です。

##### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年あたりの 実利用者数 (人/年)	計画値	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績値	1人	0人	1人			
	達成率	100.0%	0.0%	100.0%			

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、法人後見実施のための研修や活動を安定的に実施するための組織体制の構築などを行う事業です。

##### サービス・事業の実施に関する現状

成年後見制度法人後見支援事業の実施については、今後のニーズに応じて検討を進めます。

##### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施の有無	計画	検討	検討	検討	検討	検討	検討
	実績	検討	検討	検討			

## (6) 意思疎通支援事業

聴覚や言語機能などの障がいのため、意思の疎通を図ることが困難な人に対し、意思疎通を図るために必要な支援を行う事業です。

### サービス・事業の実施に関する現状

引き続き利用者のニーズに対応した必要なサービス量の確保に努めるとともに、事業の周知に努め、サービスの利用促進を図っていきますが、事業の拡大に対応する手話通訳者の養成と安定した人材確保が課題になります。

障がい者調査では、意思の疎通の際に必要な支援方法について、「筆談、要約筆記」が高くなっています。国では「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が令和4年(2022年)5月から施行となったことから、障がい特性に応じた多様な支援を提供できるための体制づくりに努めることが必要です。

#### ① 手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者、音声または言語機能障がい者が日常生活で円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者を派遣する事業です。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年あたりの 派遣人数 (人/年)	計画値	24人	26人	28人	24人	24人	24人
	実績値	23人	24人	24人			
	達成率	95.8%	92.3%	85.7%			

#### ② 要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣する事業です。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年あたりの 派遣人数 (人/年)	計画値	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	2人			
	達成率	0.0%	0.0%	200.0%			

### ③ 手話通訳者設置事業

手話通訳者を市役所に設置して、事務手続き等の利便を図る事業です。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有			

### (7) 日常生活用具給付等事業

在宅の障がい者に対し、その人に適した自立生活支援用具など日常生活用具を給付または貸与する事業です。

#### サービス・事業の実施に関する現状

各用具について、ニーズに基づき一定の利用がある状況です。在宅で生活している障がい者の日常生活上の便宜が図れるよう、事業者と連携しサービスの充実に努めます。

#### ① 介護訓練支援用具

障がい者の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いる椅子等の用具を給付します。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年あたりの給付件数 (件/年)	計画値	3件	3件	3件	3件	3件	3件
	実績値	5件	0件	3件			
	達成率	166.7%	0.0%	100.0%			

#### ② 自立生活支援用具

障がい者の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具を給付します。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年あたりの給付件数 (件/年)	計画値	4件	4件	4件	4件	4件	4件
	実績値	1件	0件	2件			
	達成率	25.0%	0.0%	50.0%			

### ③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計等、障がい者の在宅療養等を支援する用具を給付します。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年あたりの給付件数 (件/年)	計画値	4件	4件	4件	4件	4件	4件
	実績値	2件	4件	4件			
	達成率	50.0%	100.0%	100.0%			

### ④ 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭等、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具を給付します。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年あたりの給付件数 (件/年)	計画値	6件	6件	6件	4件	4件	4件
	実績値	2件	4件	2件			
	達成率	33.3%	66.7%	33.3%			

### ⑤ 排泄管理支援用具

ストーマ用装具等、障がい者の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年あたりの給付件数 (件/年)	計画値	1,040件	1,040件	1,040件	1,100件	1,100件	1,100件
	実績値	1,000件	943件	1,100件			
	達成率	96.2%	90.7%	105.8%			

### ⑥ 居宅生活動作補助用具

手すりの取り付け、床段差の解消等、障がい者の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用を給付します。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年あたりの給付件数 (件/年)	計画値	2件	2件	2件	2件	2件	2件
	実績値	0件	0件	2件			
	達成率	0.0%	0.0%	100.0%			

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者の支援や交流活動の促進のため、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

### サービス・事業の実施に関する現状

手話サークルとの委託契約により、手話奉仕員の養成に取り組んでいます。国では「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が令和4年(2022年)5月から施行となったことから、ニーズに応じた対応を可能とするように、引き続き手話奉仕員の養成事業に取り組めます。

### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
入門養成講座 修了者数(実人数)	計画値	4人	4人	4人	4人	4人	4人
	実績値	0人	2人	3人			
	達成率	0.0%	50.0%	75.0%			
基礎養成講座 修了者数(実人数)	計画値	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	実績値	3人	2人	2人			
	達成率	150.0%	100.0%	100.0%			

## (9) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。

### サービス・事業の実施に関する現状

事業所の数が不足している状況です。また、関係団体ヒアリングでは、量的に不足していると思うサービスとして、移動支援が多く挙げられています。

今後、親をはじめとした介助者の高齢化が進みニーズの増大が予想されるため、事業所の情報を迅速に把握し、サービスの提供を必要としている人のニーズに応えられるよう提供体制を整えていきます。

### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	40人	41人	42人	30人	31人	32人
	身体	10人	10人	10人	7人	7人	7人
	療育	32人	33人	34人	23人	25人	25人
	精神	1人	1人	1人	6人	6人	6人
	実績値 <sup>(注)</sup>	26人	27人	29人			
	身体	7人	6人	7人			
	療育	19人	20人	22人			
	精神	6人	6人	6人			
	達成率	65.0%	65.9%	69.0%			
	月あたりの 平均利用時間数 (時間/月)	計画値	370時間	390時間	410時間	300時間	310時間
実績値		259時間	277時間	289時間			
達成率		70.0%	71.0%	70.5%			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別(身体・療育・精神)の合計とは一致しない場合があります

## (10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは、在宅の障がい者が地域で自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産活動の機会の提供等により、障がい者の地域生活をサポートする福祉施設です。

地域活動支援センター機能強化事業は、地域活動支援センターの機能を強化し、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的とした事業です。

### サービス・事業の実施に関する現状

地域活動支援センターは、地域社会との交流の場、創作活動・生産活動の機会を提供し、機能の維持・回復を図るといった側面も持っていますが、御所市内に事業所はなく、希望者は市外の施設を利用している状況です。近年も一定の利用実績がみられるため、今後もニーズに応えられるよう、引き続き他市との連携を図っていきます。

### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 実利用者数 (人/月)	計画値 <sup>(注)</sup>	5人	5人	5人	5人	5人	5人
	身体	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	療育	1人	1人	1人	3人	3人	3人
	精神	4人	4人	4人	2人	2人	2人
	実績値 <sup>(注)</sup>	3人	3人	3人			
	身体	0人	0人	0人			
	療育	1人	2人	2人			
	精神	2人	1人	1人			
	達成率	60.0%	60.0%	60.0%			
実施か所数	計画値	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	実績値	3か所	2か所	2か所			
	達成率	100.0%	66.7%	66.7%			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別(身体・療育・精神)の合計とは一致しない場合があります



## 2. 任意事業

### (1) 福祉ホーム事業

住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室やその他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する事業です。

#### サービス・事業の実施に関する現状

御所市内には福祉ホームは無いため、市外施設等を利用するなどし、サービスを利用しやすい体制づくりに努めます。

#### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	計画値	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績値	0人	1人	1人			
	達成率	0.0%	100.0%	100.0%			

## (2) 日中一時支援事業

障がい者の日中活動の場の確保や障がい者の家族の就労支援、介護負担の軽減のため、障がい者を一時的に預かり、見守り等の支援を行う事業です。

### サービス・事業の実施に関する現状

本事業は短期入所の代わりに、日中、支援者が緊急時などの一時的な預かりとして利用されている場合が少なくありません。短期入所サービスへのニーズが高いことから、その受け皿として利用は増加していくものと考えられます。

### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値(注)	15人	15人	16人	10人	13人	15人
	身体	5人	5人	6人	2人	2人	2人
	療育	11人	11人	11人	10人	11人	12人
	精神	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績値(注)	11人	12人	10人			
	身体	2人	3人	2人			
	療育	10人	10人	10人			
精神	1人	1人	1人				
	達成率	73.3%	80.0%	62.5%			
月あたりの 平均利用日数 (日/月)	計画値	17日	17日	18日	20日	20日	20日
	実績値	15日	18日	15日			
	達成率	88.2%	105.9%	83.3%			

(注) 計画値・実績値には手帳複数所持者も含まれるため、手帳種別(身体・療育・精神)の合計とは一致しない場合があります

## (3) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音声訳、その他のわかりやすい方法により、市の広報の情報や、障がい者関連事業、生活情報の紹介等、地域生活をする上で必要性の高い情報等を定期的に提供する事業です。

### サービス・事業の実施に関する現状

録音奉仕グループと委託契約をしています。今後も継続して実施していきます。

### 【実績と見込み】

		第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有			

## 第4章 計画の推進体制

### 1. 身近な相談窓口

日常生活や社会生活の中で困った時に誰にも相談できないと、不安を抱えたまま日々を送ることになりますが、相談できる人がいれば安心して生活を送ることができます。御所市では、障がい者や家族の不安を少しでも解消するために、福祉課や社会福祉協議会の窓口において、障害福祉サービスや関連する制度について相談を受けています。近年、複合化・複雑化した地域課題が増えていることから、必要に応じて地域の民生・児童委員、福祉施設、医療機関と連携を図りながら情報を共有し、相談者が一番相談しやすいところでの相談に応じていきます。相談してよかった、安心できたと感じてもらうために、担当者の知識や技術の向上に努めます。

### 2. 市民への広報・情報提供の推進

障がいの有無に関わらず、支え手、受け手という関係を超え誰もが支え合う地域共生社会の実現のためには、御所市の障がい福祉に関する取り組みを広く市民に知ってもらい、障がいや障がいのある人への理解及び関心を深めていく必要があります。そのため、本計画については、市ホームページなどを通じて公表し、その周知を図ります。また、障害福祉サービスや障害福祉制度の情報を、広報誌や福祉課の相談窓口にて発信していきます。

### 3. 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

#### ■災害発生時における障がいのある人への支援の充実

障がい者調査の結果では、災害が発生した時に不安なことは、身体障がいのある人で「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」（37.6%）、知的障がいのある人で「大勢の人の中で避難所生活をするに不安がある」（57.9%）、精神障がいのある人で「医薬品など、必要なものが手に入らない」（42.9%）がそれぞれ最も多くなっています。また、関係団体ヒアリングでも「災害時に避難すべき場所が分かるようにしてほしい」、「一般の避難所で障がい者用の場所を設ける等の配慮をしてほしい」という意見があり、障がいのある人が安心・安全に過ごせる避難所について検討が必要です。

#### ■あらゆる面でのバリアフリーの推進

地域共生社会を実現するためには、障がい者の社会参加が必要不可欠です。御所市においては、多くの公共施設や新設道路ではバリアフリー化が進んでいますが、障がい者が自由にどこへでも出掛けることができるまでには至っておらず、関係団体ヒアリングでは、今後介護者の高齢化が進むことから移動手段・支援の充実を求める声が多く挙げられています。障がい者があらゆる活動へ参加することができるよう、物理面、制度面、情報面、こころの面でのバリアフリーを推進します。

また、障がい者の社会参加を推進するためには、障がいに対する誤解や偏見をなくす必要があります。障がい者理解が深まるよう、地域住民との交流の機会の確保に努めます。

## 4. サービスの質の確保

障がい福祉に関する施策を推進していくためには、ニーズを把握し、ニーズに対応したサービスを提供する必要があります。残念ながら、御所市においてはニーズに十分応えることができる社会資源が不足しています。人口が減少傾向にある御所市に新たな事業所を呼び込むことも現実的とはいえません。そのため近隣市町村と連携を図り、広域圏域内の社会資源の活用を図っていきます。

## 5. 障がい者差別・虐待解消に向けて

障がい者差別だけでなく、あらゆる差別は絶対許されるものではありません。障がい者差別の解消のためには、地域住民に対し、障がいや難病等に対する情報を提供し、障がい者理解を深めていくことが重要です。また、障がい者差別の解消に向けて、国・県・近隣市町村との連携を密にし、最新の情報把握に努めていきます。

御所市では、障がい者差別の解消に向けた情報提供に努めるとともに、「御所市虐待等防止ネットワーク」を活用し、障がい者をはじめ、児童、高齢者も含め社会的弱者と言われる人たちへの虐待の早期発見、救済・解決に取り組みます。

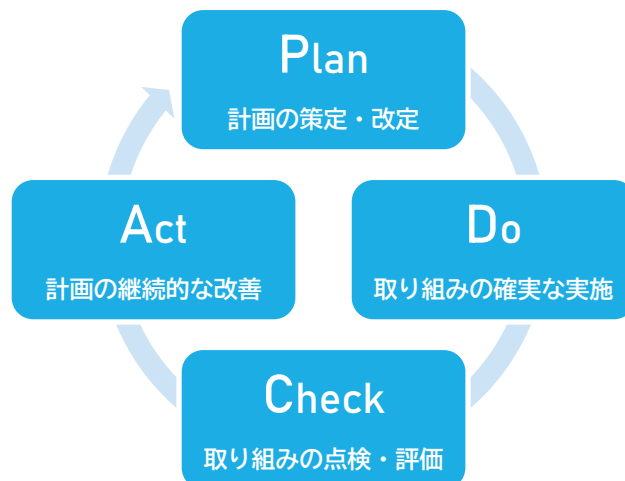
## 6. 国・県との協力について

障がい福祉に関する施策については、国・県との連携のもと、総合的かつ効果的な実施を図っていきます。また、住民に最も身近な地方公共団体として、障がい者のニーズを的確に把握しながら、国・県に対し必要な行財政上の措置を要請していくとともに、必要に応じて近隣市町村と情報交換を行い、制度の充実、見直し等、国・県に要請や提言を積極的に行っていきます。

## 7. 進捗状況の把握・進行管理

本計画を総合的に推進するために、御所市自立支援協議会等関係機関において本計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、多種多様なニーズに応じて、的確にサービスを提供できるよう、庁内関係課で連携を図りながら、各施策の推進に努めます。

また、進捗管理にあたっては、PDCAサイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況および成果目標の達成状況について把握・点検・評価を行い、計画の達成を目指します。



### 1. 御所市障害福祉計画等策定審議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画(以下「障害者福祉長期計画」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に規定する市町村障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画(以下「障害児福祉計画」という。)を策定するため、御所市障害福祉計画等策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者福祉長期計画、障害福祉計画又は障害児福祉計画に関する事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者である者又は障害者福祉に従事する者
- (3) 社会福祉関係団体又はそれに類する団体の代表者
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から障害者福祉長期計画、障害福祉計画又は障害児福祉計画を策定する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

(意見聴取)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第7号) 妙

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第7号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 2. 御所市障害福祉計画等策定審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

分野	氏名	所属	備考
学識経験者	本田 和隆	大阪千代田短期大学	会長
医師会	勝山 慶之	御所市医師会	
障がい者関係者	岸元 慈	御所市身体障害者福祉協会	副会長
	小松 富美代	御所市手をつなぐ育成会	
	伏井 勢	社会福祉法人 せせらぎ会	
	三島 利子	精神障害者家族会	
	吹田 芽ぐみ	社会福祉法人 あすなろ	
社会福祉関係	松井 妃陵枝	御所市社会福祉協議会	
	福塚 英昭	御所市民生児童委員協議会	
	都築 哲翁	医療法人 鴻池会	
行政機関	畦本 英男	御所市社会福祉事務所	

### 3. 計画策定の経緯

年	月日	内容
令和5年	7月24日（月）	<p>第1回第7期御所市障害福祉計画及び第3期御所市障害児福祉計画策定審議会（案件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期御所市障害福祉計画及び第4期御所市障害児福祉計画の概要</li> <li>・御所市福祉に関するアンケート調査</li> <li>・関係団体ヒアリング調査</li> <li>・今後のスケジュール</li> </ul>
	8月15日（火） ～ 8月31日（木）	御所市福祉に関するアンケート調査実施
	10月3日（火）、 10月5日（木）	関係団体ヒアリング調査の実施
	11月7日（火）	<p>第2回第7期御所市障害福祉計画及び第3期御所市障害児福祉計画策定審議会（案件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・御所市福祉に関するアンケート調査結果報告</li> <li>・関係団体ヒアリング調査結果報告</li> </ul>
令和6年	1月23日（火）	<p>第3回第7期御所市障害福祉計画及び第3期御所市障害児福祉計画策定審議会（案件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回会議でのご意見について</li> <li>・計画の素案について</li> <li>・パブリックコメントについて</li> </ul>
	2月1日（木） ～ 2月14日（水）	パブリックコメントの実施

## 4. 用語解説

### あ行

#### 医療的ケア（P16、P25、P26、P46、P50）

学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等、医療的な介護行為を指します。

### か行

#### 高次脳機能障がい（P3）

主に脳の損傷によって起こされる認知機能の障がい。症状は多岐にわたり、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどで、脳の損傷部位によって特徴がでます。外見上は障がいが目立たないため周囲の人に理解されにくく、本人自身が十分に認識できないこともあります。

### さ行

#### 児童発達支援センター（P25、P48）

障がい児に対し、身近な地域で支援を提供する施設。障がい児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練が行われています。

#### 社会的障壁（P3、P56）

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

#### 社会福祉協議会（P69）

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。様々な福祉サービスや相談をはじめ、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいます。

#### 社会福祉士（P24、P59）

障がい者の福祉に関する相談に応じて、助言や指導・援助を行う専門職。

#### 重症心身障がい（P25、P26、P33、P34、P46）

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいとといいます。

#### 自立支援医療（P13、P15）

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

#### ストーマ（P63）

ストーマとは、手術によって病巣を摘出した後に腸や尿管の一部を体外に出してつくった便や尿の出口（排泄口）のこと。ストーマから排泄される便や尿を貯留するための装具をストーマ装具とといいます。

#### 成年後見制度（P60）

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に保護し、支援するための制度。



## た行

### 地域共生社会（P4、P46、P69）

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

### 地域生活支援拠点（P19）

障がい者の地域生活を支援するための拠点。障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の整備が求められています。

### 地域包括ケアシステム（P18、P54）

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で望む生活を送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

## は行

### 発達障がい（P2、P3、P55）

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

### バリアフリー（P69）

障がい者が社会生活をしていく上で物理的、精神的な障壁（バリア）を除去すること。

### PDCAサイクル（P70）

行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、それを次の計画・事業にいかそうという考え方。具体的には、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

### ボッチャ（P57）

ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目。ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競います。



## 第7期御所市障害福祉計画及び 第3期御所市障害児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行：御所市健康福祉部福祉課  
〒639-2298 奈良県御所市1番地の3  
TEL：0745-62-3001（代表）  
FAX：0745-62-3022





